

議 長	副議長	局 長	次 長	調査係長	調査係

COOLS	
H	P

建設常任委員会 会議録			
日 時	平成 18 年 10 月 24 日 (火)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 4 2 分
場 所	第 3 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	佐藤委員長、武井副委員長、森井、前田、新谷、松本、久末、 齊藤(陽) 各委員		
説明員	水道局長、建設部長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまから委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、森井委員、松本委員を御指名いたします。

継続審査案件を一括議題といたします。

この際、理事者から報告の申し出がありますので、順次、報告願います。

「平成18年度の除排雪計画について」

(建設)雪対策課長

平成18年度の除排雪計画につきまして報告いたします。

昨年度の降雪量は725センチメートル、積雪深につきましても観測史上第2位の172センチメートルを記録し、今年1月10日には市長を本部長とする大雪対策本部を設置し、対応に当たったところでございます。また、市民の方々の要望、苦情などは2,775件に上り、平成15年度、平成16年度と比較しますと、約1,000件以上も上回る件数となっております。

今般、昨年度の大雪での課題、問題にあります14項目について見直しを行い、この冬の除排雪計画の実施に取り組みたいと考えております。お手元の資料の1枚目をごらんください。

左の番号の除雪懇談会の早期実施についてでございます。市民から多くの意見などを聞く場をつくるということで、昨年まで年に1回11月に行っておりました除排雪懇談会を、今年度は2回行うこととし、1回目は6月30日から9会場で実施しております。前回の懇談会でいただいた意見等につきましては、本委員会の資料として提出しております。また、公共交通機関のハイヤー協会、北海道中央バス(株)、さらに杜のつどいなどの意見をもらったところでございます。さらに各道路管理者による除雪体制連絡協議会を複数回行い、情報交換などを行ったところ

です。次に、 から につきまして、地域総合除雪に関して4点ほど見直しをしております。

除雪ステーションの分割についてですが、お手元の2枚目の図面と同じものがここに掲示されておりますので、これを使い説明申し上げます。この図面で、点線で区切られた区域が昨年度までの区域割りでございます。昨年度まで四つの除雪ステーションで管理を行っていたところであります。しかし、昨年度に地域間格差が生じたことから、第1ステーション及び第2ステーションのあり方について、管理区域が広いこと、除排雪延長が長いことについて見直しを行いました。この点から、旧第1ステーションを新第1ステーションと第5ステーションに分割し、旧第2ステーションを新第2ステーションと第6ステーションに分割し、市内を六つのステーションで管理することとし、パトロールの強化、さらにロータリ除雪車の台数を増やし、補強を行い試行したいと考えております。

次に、排雪時期の早期対応という点であります。小樽市内における大型ダンプについても限りある中、各道路管理者が一斉に排雪作業を実施することで、市内にあるダンプ台数の不足が生じております。ダンプ不足の解消については、今年度の降雪状況にもよりますが、国道、道道が排雪作業を行う前に、バス路線である市道の第1種路線の排雪を行えるよう道路管理者間で調整していきたいと考えております。

次に、除雪登録業者の拡大ですが、現行は三つの要件のいずれかに該当することになっておりますが、今年度は土木のランクA2以上という点をBランク以上ということに間口を広げ、構成員の増加対策に取り組んだところでございます。

次に、積算方法及び設計変更の見直しでございますが、当初設計の下で除雪回数は測候所のデータを利用し、設計変更については、降雪量の20パーセントを超えた場合を対象としております。この点におきましては、地域的に降雪量に相違があることなどから、本年度につきましては、過去の出勤実績をもとに算出し、実態に合った除雪体制での設計変更を行っていきたくて考えております。

次に、 のロードヒーティング段差解消の部分の徹底についてであります。昨年までは通常除雪時での処理を行っていましたが、大雪により幅員が狭くなり、削った雪の処理ができなくなるなど課題がありました。この点について削る作業と排雪作業を同時に行う作業班を別途組織することとして、全市を対象として試行していきたいと考えております。

次に、 から について、雪処理場に関して4点ほど見直しを行っております。今年度につきましては、道路管理者専用の雪処理場として運用していた北浜岸壁につきまして、課題があったことから休止したいと考えております。次に、この部分の代替といたしまして、昨年緊急的に利用させていただいた第2、第3ふ頭間の雪処理場につきまして、関係各位の同意をいただき、本年度は暫定的に道路管理者専用として使用したいと考えております。

次に、寅吉沢での雪たい積場の拡充につきまして、小樽市道の排雪のみの受け入れを行っていましたが、今年度につきましては、現在、国道、道道の雪も受け入れる方向で関係者に要請を行っているところであります。

次に、国道、道道、市民の排雪要望の増加であります。道路管理者が使う雪処理場について協定を結び、費用負担を行っている状況にあります。近年4か年を勘案いたしますと、雪処理量及び処理費についても増加している状況の中、国、道と協議を行い、負担金収入を増と見込んでいるところであります。

次に、 の貸出しダンプについてであります。昨年度は1回目の申込みの先着順により行っておりますが、1業者が何件も申し込むなど苦情が寄せられました。今年度につきましては、1回目は来年1月5日に希望日の抽選を行い、これ以降の申込みにつきましては、順次受け付けることで、公平性の確保を行っていきたくと考えております。なお、2回目は2月上旬から順次受け付けたいと考えております。

次に、 の小樽港縦貫線についてですが、昨年度までは港湾部で除排雪を行って行っております。今年度は建設部による地域総合除雪に加えることで、市街地の排雪スケジュールの調整及び中央ふ頭ほかの雪処理場への動線確保が可能になるものと考えております。

次に、 のステーションの夜間対応の変更についてでございますが、市民の苦情等につきまして、各ステーションの電話から業務主任に転送され対応しており、災害時や緊急時のみ夜間作業を実施している状況にあります。この点につきましては、本年度、ステーションを4ステーションから6ステーションに増設することにより、電話対応となるJ V職員の増加を行ってまいりたいと考えております。

最後に、 の市営住宅についてでございますが、入居者の大雪に係る孤立対策といたしまして、今年度はオタモイ団地の居住者と住み替えについて協議を行っているところでございます。

委員長

「駅前第3ビル再開発の進ちょく状況について」

(建設)まちづくり推進室小紙主幹

小樽駅前第3ビル周辺地区再開発事業の進ちょく状況を報告いたします。小樽駅前第3ビル周辺地区再開発準備会では、事業実現に向け最終的な権利者合意を目指すとともに、事業参加予定のディベロッパー等と鋭意協議を行いながら、基本設計業務を進めているところであります。準備会では、民間事業者の能力を活用して事業の円滑な推進を図るため、国が推薦する特定業務代行方式を採用することといたしました。特定業務代行方式により委託する業務は、当該事業の推進に関する業務のうち、解体工事及び本体工事、残留保留床の取得、当該事業に必要な資金調達の業務であります。このたび準備会では、特定業務代行者を公募するため10月11日に資料配布及び説明会を開催いたしました。なお、当日の出席者は1社であったと聞いております。また、説明会で手渡された資料では、地下に駐車場と店舗など、1階に権利者の店舗、ホテルと分譲マンションのエントランスなど、2階にホテルと温泉施設、3階以上がホテルの客室と分譲マンションの住戸、小樽駅から見て中央通側にホテル、手宮側に分譲マンションとなっており、6月22日の建設常任委員会で説明した内容と変わっておりません。ただ、ホテルが9階建てから10階建てに、客室数が196室から233室に、分譲マンションが105戸から113戸にと、間取り等が変わっておりま

すが、準備会では今後も詳細設計を進める中で熟度を高めることとしております。

今後のスケジュールですが、11月6日に募集を締め切り、11月7日に選考委員会を開催し、その答申を受けて、準備会の臨時総会で特定業務代行者を決定することとしております。また、11月10日ごろには、組合設立認可申請を北海道知事に行い、年明け1月末には認可を受ける予定であると聞いております。

委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、質問の順序は、共産党、自民党、公明党、平成会、民主党・市民連合の順といたします。

共産党。

新谷委員

除排雪の計画について

除排雪の計画について伺います。

初めに、平成17年度の各ステーションごとの除雪、それから排雪の出動回数及び延長距離について知らせてください。

(建設)雪対策課長

まず、各ステーションの出動回数でございますが、除雪路線ランク第1種路線は、北地区32回、中央地区27回、桜・朝里地区37回、銭函地区23回です。

除雪路線ランク第2種 2路線は、北地区が20回、中央地区が21回、桜・朝里地区が16回、銭函地区が15回です。

除雪路線ランク第2種 3路線は、北地区が10回、中央地区が9回、桜・朝里地区が10回、銭函地区が11回です。

除雪路線ランク第3種 4路線は、北地区が6回、中央地区が5回、桜・朝里地区が6回、銭函地区が5回です。

除雪路線ランク第3種 5路線は、北地区が1回、中央地区が1回、桜・朝里地区が3回、銭函地区が2回となっております。

除雪路線の延長でございますが、本年度4ステーションを6ステーションに分割しており、お手元にある資料が六つに分割した後の資料でございます。除雪路線の総延長につきましては、昨年度と本年度で変わっておりませんので、新しく6ステーションに分割した除雪路線延長を答えます。第1ステーションは、学校給食に係る部分が1.256キロメートル、除雪ランク第1種につきましては19.395キロメートル、除雪ランク第2種 2につきましては34.174キロメートル、除雪ランク第2種 3につきましては29.386キロメートル、除雪ランク第3種 4につきましては8.477キロメートル、除雪ランク第3種 5につきましては6.676キロメートルで第1ステーションのトータルで99.364キロメートルとなっております。

第2ステーションは、学校給食に係る部分につきましては2.494キロメートル、第1種につきましては18.043キロメートル、第2種 2につきましては12.725キロメートル、第2種 3につきましては22.277キロメートル、第3種 4につきましては3.137キロメートル、第3種 5につきましては14.138キロメートルで、トータルで72.814キロメートルが延長です。

第3ステーションは、学校給食に関する部分で1.22キロメートル、第1種につきましては8.431キロメートル、第2種 2につきましては13.744キロメートル、第2種 3につきましては37.534キロメートル、第3種 4につきましては31.29キロメートル、第3種 5につきましては15.128キロメートル、同じく第3種 5で0.08キロメートルがございまして、トータルで107.427キロメートルとなっております。

第4ステーションでございますが、学校給食に関する部分で0.92キロメートル、第1種につきましては13.440キロメートル、第2種 2につきましては16.886キロメートル、第2種 3につきましては27.494キロメートル、第3種 4につきましては8.851キロメートル、第3種 5につきましては3.831キロメートルで、トータルで71.422

キロメートルとなっております。

新しく増える第 5 ステーションでございますけれども、学校給食に関する部分で 2.02 キロメートル、第 1 種は 15.488 キロメートル、第 2 種 2 は 16.77 キロメートル、第 2 種 3 は 17.012 キロメートル、第 3 種 4 は 1.886 キロメートル、第 3 種 5 は 6.562 キロメートルで、トータルでは 59.74 キロメートルとなっております。

第 6 ステーションでございますけれども、学校給食に関する部分で 0.36 キロメートル、第 1 種は 30.661 キロメートル、第 2 種 2 は 3.2 キロメートル、第 2 種 3 は 17.365 キロメートル、第 3 種 4 は 2.76 キロメートル、第 3 種 5 は 6.966 キロメートルで、トータルで 61.312 キロメートルでございます。

あと港湾部で管理している部分で、第 1 種が 13.593 キロメートル、第 2 種 2 は 3.581 キロメートルで、トータルで 17.174 キロメートルとなっております。あと石狩の部分は第 1 種で 6.842 キロメートルで、トータルで同じく 6.842 キロメートルでございます。あと、直営で考えている部分で第 3 種 5 は、これは見込み作業ということで考えてほしいのですけれども 15.847 キロメートル、トータルで 511.942 キロメートルで、おおむね 512 キロメートルとなっております。

新谷委員

昨年度のを聞いたのですけれども、今年度の距離を答えていただきまして、変わっていないのが第 3 ステーションと第 4 ステーションなのですけれども、延長距離と除排雪の関係はあるというふうに思うのですが、これを基にして聞いていきたいと思うのです。個別の問題になりますけれども、第 4 ステーションの星野つつじ団地のほしの公園の上下線、市道つつじ団地 1 号線、2 号線なのですが、これは第何種で昨年度何回除排雪に入ったか、教えてください。

(建設) 雪対策課長

今おっしゃいました市道についてでございますけれども、ここについては除雪ランク第 2 種 3 になっております。除雪回数についてですが、昨年 12 月 15 日から今年 1 月 26 日までに 7 回となっております。

もう一点の箇所につきましては、同じく 12 月 15 日から 1 月 26 日まで 6 回となっております。

新谷委員

今年 1 月 26 日から 2 月 15 日まで 20 日間除雪が入らなかったわけですけれども、降雪の状況を教えてください。この間に多く降った日は何日ぐらいありますか。そして、降雪の深さは、どのぐらいあったか教えてください。

(建設) 雪対策課長

1 月 26 日から 2 月 15 日までで、降雪 10 センチメートル以上につきましては、1 月 26 日、11 センチメートル、2 月 2 日、25 センチメートル、2 月 5 日、10 センチメートル、2 月 10 日、41 センチメートル、2 月 13 日、14 センチメートルという状況になっております。

新谷委員

この後、2 月 16 日、17 日には、町会で貸出しロータリの排雪を行っております。それで、この間、10 センチメートル以上が 5 日もあった。しかも、2 月 2 日は 25 センチメートルという中で、除雪に入らないというのは、何なのかと思うのです。付近の住民は、除雪が入らなかった期間を長く感じてしまって、2 か月も入らないと言っていましたけれども、そういうことはありませんけれども、それにしても、非常にたくさん降ったときに入っていないのです。それで第 2 種 3 という設定の考え方というのを前にいただいた資料で見ますと、主要幹線、幹線を補助する路線として位置づけ、車両及び人の流れを円滑にする路線というふうになっています。ここにこんなに長い間除雪が入らなくて、非常に住民が苦勞したということです。これはどうしてこういうことになったのでしょうか。

(建設) 雪対策課長

1 月 26 日から 2 月 15 日までに除雪に入らなかったのはなぜかということですが、この間、先ほど申しましたとおり降雪は確実にありました。しかし、道路の形態上、除雪を行う中では、幅員等が狭くなったりと、除雪が

非常に難しくなった状況にあります。御迷惑をおかけしましたけれども、貸出しロータリが行われるまで待つてもらったというのが要因でございます。

新谷委員

私たちは、前の建設部長から民間に委託して物すごくサービスがよくなるということはずいぶん聞かされました。ところが、このように20日も入らないで、本当に住民が苦勞して、町会で貸出しロータリの排雪をするまで入らないというのは、結構問題だと思うのです。それで3月8日にも、24センチメートルも降っていますよね。そのときにも入っていないということで、この民間丸投げの弊害がこういうところに出てきたのではないのか。市はパトロールしていると言いますが、本当にきちんとパトロールしたのかという疑問が起きるわけです。今年はそういうことがないように、ぜひお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(建設) 関野次長

昨年度につきましては、非常に大雪で、特に、雪の降る時期が早かった。これは全国的にも早く、12月の末から1月の初めに集中的に降りました。そういう状況の中で、当然我々の道路維持のための除排雪作業というのは、機械ないし人力でやっていますけれども、限界があります。その中で、かなり想像以上に自然状況が厳しかったということで、昨年度については我々が考えたとおりにはいかなかったという事実はございます。そういうことで、当然、自然というのは、どれだけ雪が降るのかわかりませんが、それに対応できるように、近づけるような形に今のところしている最中でありまして、それを踏まえて、今回の14項目の検討を行っていったところでありまして、自然ですので、どれだけ降るかというのはわかりませんが、同じ状況の中では前進したいということで考えております。

新谷委員

そのために、今度は計画を立てたと思うのですが、2月10日に41センチメートル降ったときも出勤していないわけですから、第2種というのはたしか15センチメートル以上です。その基準を守っていないということでは、やはりこれはきちんと市の方が管理する必要があると思います。それから、ほしの公園の横と市道青葉台仲通線の一部を昨年度雪たい積場にしておりました。この前まではなかったことですが、なぜこのようにしたのでしょうか。

(建設) 雪対策課長

この2か所につきましては、昨年度、町会等から交通量の少ない回路があるなどから一時たい積場ということで、この箇所について提案がありました。ここの住民との関係につきまして、町会を窓口としてしまして、了解をとっている状況の中で、昨年度、市道の一部を雪たい積場として使っていたものでございます。

新谷委員

交通量が少ないということがあるかもしれませんが、しかし、そこを雪たい積場にしたために、車はう回できるからいいかもしれませんが、歩行者が大変困りました。それで、子供たちがここの道路の雪山になっているところをよじ登って、学校などに通っている。こういう状況がありましたので、町会から言われたとしても、全部が住民は納得しているわけではないので、役員で決めたのかどうか知りませんが、やはり住民の意見をもう少ししっかりと聞いて、市道に雪たい積場をつくるようなことはなくした方がいいと思うのですが、いかがですか。

(建設) 雪対策課長

私どももこの件につきましては、市からの提案ということではなく、町会から提案のあったことに対して、昨年度、試行で行ったという意味でも、仮にその部分が、やったことに対して弊害が出る、苦情が出るということであれば、今後検討していきたいと考えております。

新谷委員

今後考える。住民の声をよく聞く場を設けてほしいのです。いいですか。

(建設)雪対策課長

はい。

新谷委員

では、お願いします。

それから、こういうふうに市道を雪たい積場にしているところは、ほかにどんなところがあるのですか。

(建設)雪対策課長

今の箇所のほかに 3 か所ございます。1 か所目につきましては、これは銭函地区の市道星置山の上線というところで 60 メートル。この場所につきましては、急坂路線でもあり、一応この部分も雪を盛り上げて通行止めをしている状態になります。また、もう一点につきましては、市道銭函沢川右岸線、ここについては特に面する家屋がなく、出入りするところに対して反対側の道路を利用するなどという点で、通行止めを行いたい積している状況にございます。もう一点は、市道望洋 1 号幹線、この道路につきましても、望洋台地区のかき出しをする上で、ここにたい積しております。また、隣接する家屋につきましても、反対側の道路を利用しているものですから、支障がないと考えてたい積している状況にあります。

新谷委員

先ほど私は星野の例を出しましたけれども、ほかは支障なく行っているということで、いいのですか。

(建設)雪対策課長

委員のおっしゃるとおり支障がないということで考えております。

新谷委員

では、今後はこういう市道を雪たい積場にするという計画はあるのですか。

(建設)雪対策課長

現在のところ考えは持っておりませんが、今後 1 次除雪における雪捨て処分に伴い、空き地等考えられる部分にありますは、市道、民地を問わず地元住民との調整を行っていきたいと考えております。

新谷委員

そうしたら、あり得るということですね。その場合に、先ほど言いましたけれども、住民に支障がないように、そして救急車、また万が一の火災の場合に支障がないように、また住民の意見をしっかりと聞いてほしいです。役員だけではなくて、付近の住民も交えた懇談会なりを開いて進めていただきたいと思うのです。それを要望しておきます。

それから、この説明された計画について、順番に聞いておきたいのですけれども、排雪開始時期の早期対応ということで、これはいいと思うのですけれども、今までは雪山が 2 メートルから開始したということですが、これを見ると、少しはそれにならなくても出勤してもらえるのかなという思いがあるのですが、回数は昨年度のを聞いたら、大体第 1 種で 2 回ずつ、全部合わせても四、五回ということだったのですけれども、回数は増やしてほしいのですが、増えるということはあるのですか。

(建設)雪対策課長

排雪時期の早期実施ということですが、排雪回数の増という考え方ではなくて、建設部で考えておりますのは、市内における大型ダンプの台数に限りがあるという状況の中で、どうしたら排雪に対応できるかということで、早期実施について検討した部分でございます。また、各道路管理者が排雪にかかる時期ですが、やはりピーク時を目掛けてそれぞれ出勤している状況にあります。この中で、雪の状況にもよりますが、市内のダンプの有効利用ということで、市が最初に第 1 種路線を排雪していくことにより、その後、国道、道道に移ってもらうことによって、市の生活道路への排雪作業も順次スムーズに行えると考えております。

(建設) 関野次長

今の説明の補足ですけれども、あくまでも自然相手ですので、雪も降らないのにダンプを走らせるとか、そういうことはあり得ません。それと、昨年度のような早い時期に雪が降ったときに、ダンプを増やせということではなくて、早く動くという、そういう観点での考え方でございます。

新谷委員

ダンプが足りないということは、国道も道道も同じ業者が担当しているのですか。

(建設) 雪対策課長

ダンプが足りないということで、国道も、道道も同じ業者なのかという御質問ですけれども、仮に同じ業者としていまして、国道班と道道班という部分で、2班用意している業者もございます。また、市におきましても、会社として重複しているところもありますけれども、排雪班については重複していないと考えております。

(建設) 関野次長

業者につきましては、個々の道路管理者がおのおの入札等を行って決めるものですから、これは重複するかどうかというのは、今の段階でわかりません。その中で、運搬の台数というのは、基本的には市内の台数というのは10トントラックであれば青ダンプ、登録されているダンプでして、それが市内では非常に限られた台数になっております。その中で、業者によっては札幌から連れてくるということもあるのですけれども、基本的には市内にあるダンプというのは非常に少ない。特に、小樽市におけるダンプの場合、狭い道路であれば4トントラックを利用するのですけれども、そのダンプについても限られた数の中で行うものですから、その中で調整をするということで、業者がたくさんいてもダンプがたくさん出てくるということではなくて、その運搬するダンプ自体がある程度限られた中で行わなければならないということで、これらの方法を考えています。

新谷委員

それに関連するのですけれども、資料の の国道、道道、市民の排雪要望の増加というところで、国、道からの負担金収入増、これがその効果としてあるということなのですが、市民の排雪、この要望が本当に大きいのです。それで、この点はどうなのですか。別にこれは国や道からもらうわけではないのですけれども、予算の関係で市民のその排雪要望というのは、どういうふうになるのですか。

(建設) 関野次長

今回の 番の部分についてですけれども、それについては、言うなれば市民要望の中で、雪の降り方によって各道路管理者の排雪量が当然増えてくると思うのですけれども、その中で、当然市民の方で雪を雪捨場に直接持ってこられる方もいます。雪捨場については、住民の方からお金をもらっているわけではございませんけれども、道路管理者の方で負担して現在やっております。その中で、海域で処理している雪捨場については、国道、道道、市道、さらに札幌自動車道の各道路管理者の中で、雪が降る前に協定書を結びまして、そのお金を出し合う形で管理をしている状況でございます。その中で、雪の降る状況にもよりますけれども、どんどん昨年のようにやはり排雪量が増えている中で、雪捨場としての費用が非常にかかっています。当然国道、道道からの排雪が増えている中では、国や道からの負担金も増えていくということを検討の中で書いております。

新谷委員

ということは、結果として、市民の排雪の要望に対して、回数を増やすということではないのですね。

(建設) 関野次長

結果としては、増えるかも知れませんが、計画的に増やすということではございません。

新谷委員

何か聞いていますと、除雪はもちろん、排雪要望が非常に強い中で、何かこう回数も増やさないし、これなら大して変わらないやり方なのだなということがだんだん見えてきたような気がします。この点については、もちろん

その年の降雪量、雪の状況によっても違うのですけれども、何かこの解決方法がいまいち見えないのですけれども、それはどうなのでしょう。

(建設) 関野次長

雪の降り方というのは気象状況によって違うので、今回の議論は、水準を上げるとか下げるということではなくて、あくまでも今回の見直しにつきましては、昨年度のような大雪のときの反省を踏まえて、例えば貸出しダンプの台数が足りなかったとか、苦情の件数が非常に多くて対応ができなかったとか、その辺のものを解消しようということでの今回の検討の部分で報告しております。

建設部長

今の次長の答弁に若干肉づけさせてもらいますけれども、要は雪という当然迷惑なものという位置づけの中で、市民の方がやってほしいのだというときには、いつ的確に対応できるかというのが一番のポイントだろうと思っています。いつもきれいにというのはお金をかければ十分できますけれども、そうならない状況の中で、まさに市民要望に的確にこたえるということが基本です。そのためにステーションを増やし、パトロールをし、管理をすることが一つの重点施策という形になると思っています。ですから、あくまでも平成16年度、17年度の大雪という状況の中での市民苦情ということがありますけれども、私どもは平準のような状況の中で18年度の除雪体制を考えるとということでございますので、そういった意味では解決というか、市民要望にこたえていくような姿勢を保つということでございますので、その辺は御理解いただきたいと思っております。

新谷委員

それで、貸出しダンプなのですけれども、平成17年度の利用回数を出していただきました。決算書でも貸出しダンプの予算が16年度よりも少なかったです。どうしてこんなふうに雪が多いのに少なかったのかということで聞くと、2月の中ごろ雪が少なくなったので、キャンセルもあったということなのですけれども、そのキャンセルというのは、何件ぐらいあったのですか。

(建設) 庶務課長

37件です。

新谷委員

それで、その利用団体のところを見ますと、物すごい差があるのです。もちろんその町会なりで、これは要求することですから、町会の合意を得ないと行動しないというふうになるのですけれども、しかしこの点でどういうような説明の仕方がされているのかと思うのですよ。第4ステーションはたったの2回なのですけれども、現場に行きますと、やはり雪が多くて本当に困っているというような話を聞くのです。この辺で町会の話ですから、私たちは口出できることではないのですけれども、この貸出しダンプの制度があるのに、もっと使ったらどうなのかなという思いもあるのですけれども、この辺での話というのはどういうふうになっているのでしょうか。

(建設) 庶務課長

貸出しダンプ制度につきましては、広報等でこういう制度がありますというのは周知しております。また、懇談会でもそういうケースがあった場合は、貸出しダンプを利用してくださいということも随時話をしております。ただ、確かに委員がおっしゃるように、銭函地区が極端に少ないという、その理由は何なのかということなど、我々も考えているところはあるのですが、はっきりした答えというのは見えず、あくまでも申込みを受けた結果でありますので、その辺はちょっと答えづらい部分でございますが、周知については、全市均一にその都度っております。

新谷委員

確かに、町会のことですから、そういうことはあると思います。それで、貸出しダンプで排雪をしようとしたときに、市道の除排雪がうまくされていないために、非常に手間がかかって非効率的だったということを知っており

ます。効率的に行うために市道の除排雪の日程を調節して効果的に行う必要があると思うのですけれども、いかがですか。

(建設) 庶務課長

従前から貸出しダンプの申込みがあった場合、雪対策課と協議を行い、市道の排雪されている部分の利用ということで調整は行っていました。ただ、昨年度は特に大雪で混乱があったために、その辺の調整は不十分であって、苦情を受けた例も多々あります。この辺を踏まえまして、今年度はさらにその辺の調整を徹底させて、できるだけ貸出しダンプの利用日と排雪日の調整を行ってまいりたいと思っておりますが、基本的には貸出しダンプに合わせて、市の排雪が入るというのではなく、場合によっては貸出しダンプの利用日を後で調整してもらおうというケースも出てきます。

新谷委員

そういうふうにぜひ効率的にさせていただきたいと思います。

の積算方法及び設計変更の見直しなのですが、これまでの降雪量の20パーセントを超えた場合から、実作業での実績に基づいた変更ということなのですが、これを見ますと、たくさん要望、苦情などがあって出勤したところと、またあまり言わなかったところで差が出てくる感もあるのですが、この場合は、今年度はもう少し具体的にどういうふうにするのでしょうか。そして今燃料の高騰ということもありまして、出れば出るほど赤字になるのだという話も聞いています。それから、業者の方は非常にその要望にこたえようとして一生懸命働いて、寝る暇もないということです。3時間か4時間しか寝られないのだというような話も聞いていますけれども、この設計変更に関して、出勤すればするほど手当てされるということなのか、その辺はどうなのですか。

(建設) 雪対策課長

当初設計と設計変更についてでございますけれども、昨年度までは小樽、札幌での過去の観測データに基づきまして、除雪回数を設定して、当初設計を組んでおります。また、設計変更の要因でございますけれども、それにつきましては降雪量の20パーセントの増減ということで考えております。ただ、本年度につきましては、この20パーセントという部分につきましては削除しております。過去の平成13年度から16年度までの除雪の実績に基づきまして、当初設計は組んでおります。また、出勤基準にかなう除雪を行った部分について増加される部分につきましては、設計変更に入れていきます。また、路面管理をしなければならない部分などは実稼働日数で設計変更の対応をしていきたいと考えております。

また、燃料費に関してでございますけれども、今年度につきましては12月1日の段階で燃料を計算しております。これにつきましては、北海道で出している業務単価を利用して設計しております。また、今後については、現在上昇が不可避の状況にありますけれども、燃料の価格の変更については、変動を見守っていきたいと考えております。

新谷委員

業者の方も苦労しながらやっているわけですから、この辺も十分考えていただきたいと思います。

次に、一番苦情の多いと思われ、問題になっているのが、置き雪なのです。私たちがけっこう体調が悪いとか、ひとり暮らしの高齢者とか、持病とかで、もう置き雪には対応しきれず困っているのだということをよく聞くのですが、これは毎年出る話なのですが、これからどのような対策で臨んでいこうと考えておりますか。

(建設) 関野次長

置き雪の対応については、非常に難しく、各都市で問題になっていると思いますし、小樽についても問題となっております。当然、各都市でいろいろ対応していますけれども、総じて言いますと、やはりこの置き雪につきましては、除雪の作業自体がほとんどかき分け除雪というか、雪を押し去って、道路のわきに置いていくという作業で、排雪と違って雪を持っていくという作業ではないものですから、その雪というのは必ずどこか道路のわきに置くことになるということがございます。それについては、まず原則としては地先の方に処理をしてもらう。これは基本

的な除雪の考え方でございます。小樽も同じですが、ただ、土地の沿道利用の中で、片側に家がなくて、雪を寄せることができるというような地形にあるところについては、ある程度オペレータが現場を見た中で、そういう対応をしている道路があります。ほかの都市におきましても、やはり今言ったような方法でやっています、札幌市のような大きなところにつきましては、市民のボランティアの方を地域に募集しまして、家の近くの方はそういう方をお願いするということをやっています。それで、場合によっては、福祉の方である特定の弱者に対して、各市の構成団体で有料、無料、その収入に応じた形で、そういう助成や対策をしているところでございます。

それから、道路管理者サイドは、先ほど言いましたように、道路交通の確保が主で、やはりある一定の時間、早い時期の中で道路を確保しなければなりません。その中で置き雪の対応になると時間が非常にかかるということで、道路確保があるそかになるということがあるものですから、やはりどうしても地域の方にまず一義的にはやってもらうということで考えています。

新谷委員

地域の人にやってもらう、地先の人にやってもらうと言いますが、それができないから困っているのです。できないからお願いしている。できるのだったら何も頼まないわけですよ。毎年これが問題になって、福祉部と連携してやってもらいたいだとか、そういうような要望が出る中で、さっぱり改善、前進が見られないのです。他市に倣ってやっていくというのは、大分前に質問したときに答弁されています。しかし、それがどうなったのかさっぱりわからない。除雪できる人は多少かたくてもやるのです。でも、かたくてできないから困っているわけで、その辺をまずしっかり押さえながら、そして福祉部との連携でやれるものであればやると、そういうようなやはり市民に対して、市民の暮らしを守っていくという立場でやっていただきたいなと思うのですけれども、どうですか。

建設部長

今の置き雪については、これまでの議論の中で必ず出る話題と思っています。先ほど次長からも話しましたように、近隣の市町村ではどういう状況でやっているかというのは、皆調べております。例えば一つの例でいくと、石狩町はボランティアの方がペアになって置き雪を処理するという形なのです。ですから、それは市民との協働の中で処理をするという基本姿勢であります。小樽市の中でもそういうことが本当にいいのかどうかも含めて、また、あるいはボランティアが組織できるかも含めて、今、地域懇談会の中でやっているわけです。ですから、そういった中で、すべて行政がというのは、なかなか厳しい状況にあるわけですから、市民参加の中でできないか、もう一度今度は私どもの方から町会なりに問題提起をした中で、どういうことができるのか、早い段階から模索したいというふうに考えております。

新谷委員

なかなか進んでいませんけれども、ぜひ一定の方向を示して、そして市民に提案して、そういうことで進めていただきたいと思うのです。ボランティアであるかないか、それは別として。それで、この今日いただいた除雪懇談会での意見の資料の中に、そういうものと関係してくる部分があると思うのですけれども、ハンドガイド式除雪機の貸出し制度を要望していますよね。それについてはどうですか。これは、貸出ししてもらえれば非常に助かる部分があると思うのですけれども、検討をされているのでしょうか。

(建設) 関野次長

現在、市の方ではロータリ車は準備しますけれども、ハンドガイド式の、本当に一般家庭で利用しているような小さな除雪機など、そういうものについては市では保有しておりません。地域の中で特殊なケースで、一部業者の委託の中で利用しているところはありますけれども、それは本当に特殊なところございまして、現在は持っていません。ただ、将来的にはどうかということなのですけれども、これについては、国の方で補助制度もあり、すぐ何でも予算要求してつくということはありませんので、そういうような国の補助制度を利用して、取得をして、市民に貸していけるのかどうか、そういうような方策につきまして、市民の方がそれを利用して道路管理をやって

もらえるのかどうか、そういうことも踏まえて、持ったはいいいけれどもだれもやる人もいなく、行政側でそれや
っていくのも、なかなか負担になりますので、その可能性については研究してみたいと思います。

新谷委員

この点については、補助があるということですから、よろしくをお願いします。

それから、この問題の最後に、市の体制として、やはり市民生活を守らなければならないということで、民間丸
投げということでは本当に問題があるわけですから、市も責任を持って冬の暮らしを守っていかなければならない
という中で、その役割も非常に大きいと思っております。パトロールは現在、塩谷を出発して星野まで行っている
ということなのですが、どういうところを見てきてくれたのかという思いがあるのですけれども、どういうふう
にしてこの路線のパトロールをしているのでしょうか。

(建設) 雪対策課長

市の除雪のパトロールということですが、一定の地区に限らず、塩谷を基地として、昨年度までは四つの
ステーションでパトロールをしております。このパトロールの状況ですけれども、除排雪作業の状況だとか、路
面の状況、又は雪山の状況、また苦情対応などをパトロールの中でしております。また、見る路線につきましては、第 1 種、第 2 種、第 3 種とございまして、J V のパトロールもございまして、おおむね地域を包括す
るようなパトロール状況になっております。

建設部長

今年、J V 側の体制が 4 ステーションから 6 ステーションになるということで、当然パトロール車も増えます。
一方、市の管理パトロールも 2 台増やそうと思っておりますので、その中で、もう少しきめ細かな管理ができるの
ではないかというふうに考えています。

新谷委員

市民の苦情、要望に対して、J V の職員等に対応するというを書いてありますけれども、何人増えるの
か。

(建設) 雪対策課長

何人増えるのかという御質問ですけれども、先ほど申しましたように四つのステーションから六つのステ
ーションになります。そのことにおいて二つの J V を形成される関係で、業務主任以下副業務主任などが、新しく 2 ス
テーション分増える形になっております。

新谷委員

それぞれのステーションで増えるというわけではないのですか。

(建設) 雪対策課長

各ステーションでは、この業務主任以下、副業務主任、あと構成員等もございまして。第 3、第 4 ステーションに
ついては昨年度と変更がありません。それで、その分については、職員の増員にはなっておりません。旧第 1、第
2 ステーションについて分割されたために、J V の構成員が二つ増える関係で、窓口が二つになるということです。

新谷委員

私たちも地域住民から大変苦情を受けるのですけれども、もっとしっかり回ってこいだとか、見に来ないだとか
という言われる中で、やはり要望を出すときもありますけれども、何かこう人手不足のような気がして、それ
から今年は正月の 3 日間あいていなかったというところもあります。ですから、根本的にやはり対応しきれていな
い、人が足りないのではないかという気がするのです。それで、本当は私は、そのステーションごとに市の職員も
配置して、きめ細かくその住民の要望、苦情を受けるべきではないかと思うのです。そうしなかったら、何か新し
いところが増えるのはいいのだけれども、今までのところは何も変わらないとすると、本当に対応しきれのかと
いうふうに思うのですけれども、そういう点で、改めてステーションに市職員を配置するというのは、どうでしょ

うか。

建設部長

これまで答弁申し上げましたように、当然、民間側の方では4ステーションから6ステーションということで、要するに2班分増員をしていますし、配置する市の職員もステーション増加に基づいて当然増えるということでございます。確かに、今年の正月の三が日については、昨年12月末からの雪があって、ステーション側の方も対応に苦慮したことは事実です。それに対して、当然私どもは建設部の管理職で編成した人員を、維持課の方に土日必ず配置するという形の中で、臨機応変に増員なり補強をしておりました。それは、やはり大雪という状況の中だったからですけれども、今後、平常時の降雪について、今言った補強で対応できるのか、もう一度検証をしますので、そういうものについてもまた改めて職員配置については検討すべきかというふうに考えます。

新谷委員

そういうことでぜひ前向きに検討していただきたいと思います。それで、町会の会館で葬儀があって、その都度除雪しているので、継続してほしいという要望があるのですけれども、町会の会館というのは、葬儀だけではなくて、ふだん住民が使っています。それで、全部の会館を調べていないので申しわけないのですけれども、知っている限りここに出されている要望の中で、確かに雪山が物すごく高く積まれて大変だというふうには思っているのですが、こういういわば半分公共的な建物の場合は、その周りをやはりきちんと除雪をしてもらいたいということを要望いたしますがいかがでしょうか。

(建設) 関野次長

町内会館前の除雪は、よくステーションの方にも葬儀があるとか、そういうことで電話がかかってくる。当然、我々もこういう公共的な施設ですので、除雪の体制については、現場の方に行きまして、我々の方の排雪スケジュールとか、除雪であっても、その雪を押し場所があるのかとか、状況を見て対応はしているところでございます。ただ、本来、道路は駐車場ではありませんので、葬儀とか一般の人が駐車をするためにその道路を排雪をしてほしいとかという要望もあるのですけれども、それについては我々はできませんので、そういうような除雪ができるもの、対応できるものについては、個々の状況、場所とか、そういう状況を見て判断して、対応していきたいと思えます。

新谷委員

それから、これはなかなか難しい問題だなというふうに思うのですが、地域によっては、地権者、昔からのその土地の権利の問題で、非常に道路に入り組んでいて、それからなかなか市道にできていないという地域があるので。この要望の中にも私道でも重要な道路を排雪路線にというふうにあるのですけれども、やはり市民の生活を守らなければならないという行政の役割として、こういう本当に必要な私道には、私道だからといって入らないよということではなくて、道路を確保するという、そういう点ではぜひ考えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

(建設) 関野次長

基本的には、まず我々は道路管理者の立場で市道をとということで、除雪、排雪をやります。市道だからといって全部入っているのではないのですが、9割方ほとんど、山とか、道路幅員が狭いとか、急こう配で作業ができないとか、そういう部分については、当然我々はいれないということで、地域住民には御理解をいただいて入っておりません。それから、私道の部分での除排雪ということなのですから、当然私道ということであれば、私道を管理されている方にさせていただくというのが基本的な考え方です。その中で、市としての助成というか、市の方で対応できるものについては先ほども話しましたが、貸出しダンプなどの制度を大いに活用してもらいたいということをお願いしているところです。なかなか不特定多数が歩かれるといっても、やはりその道路にもいろいろありまして、その狭いところとか急こう配については我々が入っていくことができません。今言ったある特定の方が家

を建てている私道であれば、やはり道路の管理者、道路を利用されている方に皆さんの協力でやってもらいたいということ考えています。

新谷委員

何か難しそうですけれども、また別な機会に伺います。

第3ビルの再開発について

それでは、次に、若干第3ビルの再開発について伺います。

特定業務代行者募集の説明会があり、1件の出席があったということでした。それから、前にいただいた資料に、施工者が解体修復をする際に、格付A以上の市内業者との共同企業体にするということは言われていますけれども、では何社ぐらい地元の企業が入れるのですか。

建設部長

募集をしました要件の中で言っているのは、やはりその地元の企業がJVを組むという点では、規模からすればA1の建築登録業者5社を意識したいと思います。当然JVを組まずに下請なりで任意に参加するということも考えられますので、その辺は特定業務代行者が準備会の方で承認されました以降、小樽市の意向として何とかその地元の業者参加について強く要請をしていくという形になるうかと思われま。

新谷委員

では、それは確定ではないのですか。

建設部長

当然、頭からJVを組むとなりますと、リスクを背負う場合もありますし、そうではない場合がありますので、それは地元の企業の考え方によるはずで。そういった意味では、行政の方からそういうリスクを解除できないようなことまで強制するのはいかがかということなので、原則A1の建築登録業者と組むこととするという形をとっていますので、それは地元の企業のいい方向を探ってもらいたいということでございます。

新谷委員

それから、二つ目に、市の床の権利、補償金は今まで6億円前後と聞いておりますが、再開発の補助金11億5,000万円、市の補助割合は55パーセントということを見ると、6億3,250万円です。改めて聞きますけれども、この補償金よりも多くなった場合、その持ち出し分は考えられるのか、またその場合は、何でそれを賄うのか、そこを教えてください。

(建設)まちづくり推進室小紙主幹

私どもは市の立場で準備会にも参加をしております、その中で、市の主張といたしましては、今、大変厳しい財政状況にありますので、あくまで補償金をいただいた中で、例えば必要な起債の返還とかがまだありますので、そういった経費を除いた額を補助金のマックスとするという話をずっとさせていただいておりますので、補助金が補償金を上回ることはないと考えております。

新谷委員

先ほどホテルの部屋数と、それからマンションの部屋数が多くなったことが報告されましたけれども、これによって事業費はどのくらい上がるのですか。

(建設)まちづくり推進室小紙主幹

基本的に部屋数は増えたのですけれども、その中で逆に減っている床面積があって、その部分がホテルの客室数やマンションの部屋数などに置きかわっておりますので、最低事業費としてはこれまで話した額と変わっていないという状況でございます。

新谷委員

私は、何回もこの場所で言っていますから、耳にたこができたかもしれませんが、やはりまちづくりとし

てプールの権利をなくしてしまうわけですから、本当に、この再開発のしくみ上、これはやむを得ない部分があるとしても、1 億円が頭金にあったらプールができるわけですよ。だから、本当にその点で、この 1 億円を回してほしいというふうに思うのです。それが可能かどうかはわかりませんが、しかしそのプールはやはりまちづくりの上で、本当に必要な施設ですから、ぜひ教育委員会の責任とか分野とかということではなく、まちづくりとして早期に建設ということを進めていただきたいと思います。本当はなくするのですから、すぐつくって当たり前だと思うのです。でも、それができないというのであれば、早くに建設するように、まちづくりとして進めていただきたいと思います。

最後に、見解を聞いて終わります。

建設部長

プールに関しては、これも何度も答弁申し上げましたように、市としましては、必要ではないというふうに判断しておりません。そういう中で、暫定的なプールの使用という形の中では、高島小学校温水プールを使うということを発表させていただきましたし、新プールについては、今まさに来年から構築を始めます新総合計画の中で位置づけをした中で答えていくというふうに、市長答弁もなされておりますので、それに沿った形の中でまちづくりの点から、建設部としても参加して議論していきたいと思っていますので、その点は御理解いただきたいと思います。

新谷委員

早期には 5 年だというから、もっと早くしてください。

建設部長

当然、新総合計画の中で総合的な判断で、それはもちろん市民の方の参加も含めた、また議会の意見も反映しながらつくられていくことですので、そういった中で、十分な議論をする機会はあるというふうに考えております。それで、何とか方向性なり出せるような形で建設部も参加したいと思っています。

委員長

それでは、共産党の質疑を終結し、自民党へ移します。

松本委員

除雪計画について

平成 18 年度の除雪計画の説明がありました。普通、除雪というのは、この辺の自治体の常識なのですが、人口 1 人当たり年間 1 万円の予算がかかるというような考えで、だから人口 150 万都市は 150 億円、人口 5 万都市の自治体あたりは 5 億円と、それでいくと小樽市は人口 14 万都市だから 14 億円かかってもおかしくないのかなという考えがあります。地形だとかあるいは人口密度で、いろいろな条件がありますが、14 億円ぐらいかかるような、特にこういう山坂の多い土地ですから、よそより多くてもおかしくないのかなと思うのだけれども、14 億円はかかっていません。ということで、当初予算で大体 13 年度 9 億 8,600 万円、14 年度も 9 億 8,600 万円、15 年度は選挙年で、後から補正予算で 9 億円ありました。16 年度が 9 億 6,000 万円、17 年度 9 億 6,080 円ということで、当初予算では 10 億円も組んでいないわけです。それで 16 年度は 2 億円の補正予算を組みまして、ようやく 10 億円超えました。その前の年度までは、決算額が 10 億円もいないのです。17 年度は 2 億 3,000 万円を 2 回補正していますので 4 億 6,000 万円補正して、13 億 8,000 万円になったので、昨年度あたりで人並みの 14 億円に限りなく近づいたのかなというふうに思いますけれども、こういうふうにはっきり言って、けちけち政策みたいに、もうぎりぎりの線で一生懸命皆さんがやって、こういう実績を上げているのだというようなことだと思いますけれども、どういうことに主眼を置いて、そしてこういう成果になっているのだという考え方をまず伺います。

建設部長

確かに、1 人頭 1 万円という計算の中ではあるのかと思いますけれども、ただ問題なのは、先日出した中にある

ように、市民の方が困窮を増す前に、適切な除雪、排雪ができれば、ある程度市民の方の信任が得られるのではないかという点だろうと思います。また、確かに予算が増えれば増えるほどそれなりの回数なりが当然できますけれども、ただそういうことではなくて、やはり重点ポイントといいたいまいしょうか、例えば通勤、通学、また生活に大事なバス幹線を優先してやるだとか、通学をする子供たちの安全を優先して歩道の除排雪をやるという形の中で、重点ポイントを整理しながらやっていくのがやはり除雪の根本だと思っています。ですから、委員がお話のように、1人1万円だから計算して14億円が出たということにはなかなか結びつかないのではないかということです。それで、今、資料はありませんが、実際に平成10年度、11年度には12億円台の除雪費を投入した経過があります。それは、雪の量に合わせてやっています。一方、今お話があったように13年度、14年度は実は9億円を割っている状況で、それは雪が減っている状況ですので、そういった意味では、降雪が多い少ないも含めて、ある一定の水準は、クリアしてきていると思っています。確かにたくさんの予算を欲しいのは建設部も同じなのですが、やはり全体のこととして市の財源も考えながら、英知を絞りながら安上がりな、また市民の参加を求めながら、御理解を得ながら効果的にやっていくということを考えていくべきかと思っています。

松本委員

これだけ地道にけちけちとやっているわけなのだけでも、それでは決して市民サービスの低下にはつながっていないのだという自負があるのかどうか。これだけの苦情が殺到している中で、そういう面ではどう考えていますか。

建設部長

確かに、昨年度の大雪の反省点は、私どもとしては、あるべきだと思っています。ですから今回14項目について、改善なり見直しをしようというふうに考えています。その中で、やはり満足いただけるためにも、先ほどから話していますように、市民の方がどういう状況でよしとするのか、その辺の把握というのが必要だと思っています。ですから、懇談会を開いてどうすべきかなどを聞いたりだとか、あとは自主的にステーションを増やして、管理体制の強化をするだとか、そういう形の中で対応せざるを得ないだろうと思っています。見直す点については、今後ますます市民要望が増えてきますので、そういう意味では市民との対話はもっともっと充実すべきことだというふうに考えています。

松本委員

除雪は、これでいいよという市民満足はどこまでやってもないのではないかというふうに思いますけれども、これで市民サービスの低下がないと、もし言うのであれば、逆に今度は業者泣かせをやっているのではないかと思います。業者も喜んで除雪に参加しているのではなくて、泣き泣きやっているのではないかというようなところは、どういうふうに考えていますか。

建設部長

手厳しい御質問ですけれども、当然その業界の方の御意見をということで、実は私どもは雪解け早々からも、また雪が降っている状況からも、JVの責任者なり現地の主任と10回近くミーティングをしています。それで、確かに安ければいいという思想は持っていません。ですから、今回の見直しの件も、排雪ではなく、除雪ですけれども、その中で設計降雪量の2割を超える降雪量による設計変更ではなくて、実数に合わせて、当然かかった経費は支払うこともあるし、逆に言えば、雪が降らなければマイナスも含めた実数に合わせて除雪をお願いするというこの中で、JVの方とはある程度の理解は得ているのではないかというふうに思っています。いずれにしても、こういうことは既成事実だけを推し進めるものではありませんので、常に見直しを意識した中で、JVとの中でも接点は持つべきだと思っていますし、そうすべきだろうというふうにも思います。

松本委員

昨年度あたりでも、砂まきなどはあまり商売にならなかったというような声も聞いたりもするのですが、

今年度のステーション数は 6 ですが、昨年度は 4 でした。4 ステーションは入札するのですよね。それで、業者はステーションごとに大体張りついていますので、入札は 1 回で決まったのか、何回やっても決まらなかったのか、そのステーションごとにいろいろあると思いますけれども、その辺を教えてください。

(建設) 庶務課長

昨年度の入札は 1 回で決まっております。

松本委員

4 ステーション全部が 1 回で決まっているのですね。

(建設) 庶務課長

はい。

松本委員

その前の年度はどうだったのですか。

(建設) 庶務課長

入札にしたのは昨年度からで、その前は随意契約で行っておりました。

松本委員

予定価格というのが、市である程度入札する前にやりますよね。その予定価格をきちんとクリアして一発で決まっているわけですか。

(建設) 庶務課長

当然、予定価格の範囲内で応札がありまして、それで決定しております。

松本委員

今年燃料費は、物すごく上がってきていますよね。それで去年のような予定価格でおさまるのかという疑問があるのですけれども、その点はどのように考えていますか。

(建設) 雪対策課長

去年と今年につきましては、燃料の単価についても、かなり上昇しております。それで、今年度につきましては、10月1日の燃料代で積算を行っているところであります。

松本委員

6 ステーションでまた入札があると思いますので、どのような結果になるのか見守っていきたく思いますけれども、苦情がいろいろあります。その苦情の対応を、各ステーションの業者がやっています。業者がやっている、答弁が「市から出勤許可がおりないので、まだそこに行けません」で、何回電話しても、「出勤許可が出ないので行けません」という何か逃げ口上に市を使って、なかなか行かないというところがありますけれども、その点はどのようなふうにご考えますか。

建設部長

今、委員から御指摘の件については、他のところからも寄せられている部分でございますが、今月30日にJVの入札を予定しておりますので、決まり次第、毎年行います職員研修の中で、その辺についてはきちんと役所の方で決めている、どういうときに出勤すべきかというのを徹底し、あとうちの方で監督員もつきますので、その辺の調整について知らしめることと、あとは市民の方に対する答弁のイロハも含めて指導していきたくというふうに思います。

松本委員

今、どういうときに出勤すべきかというのを決めていると言うけれども、知っているのはこっちの話であって、一般市民はあまりよく理解していないのです。だから、向かいの道路にもう 2 回も入っているのに、まだうちに 1 回も入らないとか、そういう単純なことなのです。改めて伺いますけれども、国の出勤基準、道の出勤基準、市の

出勤基準、市でも第 1 種から第 3 種、第 3 種の何、いろいろあると思いますけれども、そういうのを本当は何か一覧表にこう書いて、市の町会長への説明のときにでも回していただければありがたいと思うのですが、いかがですか。

建設部長

一面的に何種だからという点では、確かに第 1 種であれば降雪量 10 センチメートルだとか、第 2 種では 15 センチメートルだとかという基準はあります。ただ、それだけではなくて、当然その道路の幅員だとか、それはどういうこう配を持っているだとか、さまざまな要因の中で今言った 10 センチメートル、15 センチメートルという基準の運用をするということなのです。懇談会の中で出せというふうに言われても、なかなか同じ第 2 種の道路だけれども、この道路の違いはなかなか説明つかないと思われます。それで、混乱が起きたら困りますので、今、委員がお話しになったことについては、一度持ち帰らせていただいて、どういう対応をできるか、検討することにしたいと思っておりますので、よろしく願います。

松本委員

町会長への説明は、11 月 2 日ですか。

建設部長

11 月 2 日からです。

松本委員

2 日からですね。例えば貸出しダンプでも、第 4 ステーションがえらい少ないのですが、あっちの方は、借りたことがないから借り方を知らないのです。それと、お金をかけてまでやらなくても、不在地主の空き地が点在していて、そこに押して、わざわざ運ばなくても済むような、そういうようなところが多いのです。それで、わざわざダンプを借りてまでやらなくても、何とか我慢しているという部分もあります。それでも、昨年度みたいに早くに雪が降って、年内に二、三回パトロールが回ってきた第 3 種路線もあれば、1 回も来ない第 2 種路線もあるわけです。だから、そういう面ですごく格差がある。それから、パトロールしているのだけれども、きれいなところに入っているのです。それで、ひどいところにはまだ一回も来ていないのです。だから、業者の価格設定が量ではなくて、距離なので、そうすると、楽なところをさあっと通っていく。それから、片側が山で、雪を飛ばせばいいところを通っていく。それで、ちょっとした真ん中の変なところは、いつまでたっても来ないというような、非常にパトロールに格差があると思いますけれども、そういう面はどうですか。

(建設) 関野次長

パトロール時で、それぞれの受け持つ距離が 100 キロメートル近い距離ですから、当然 1 日にすべての距離を走ることはできませんので、パトロールの中では効率よく回って、路面の状況とか雪の降る状況とか、雪の積もっている状況を、除雪は町の中だったら夜間出勤しますから、その前に雪の状況、降っている状況を見ます。住宅地だったら、日中見るというような形で回っています。今、委員がおっしゃった走りやすいところだけということは、当然車でいきますから、歩いてということではないものですから、当然車の入っていけないような状況を確認すれば、そこを無理やり入って行って、雪の盤を壊すような、そういうことは当然やらないと思っておりますので、行った時点で把握していると思います。けれども、当然今の御指摘については、再度業者が決まった段階で、今言ったパトロールの仕方についても、十分注意するように話しますけれども、決して今の状況では楽なところだけを走っているということはないということで、御理解願いたいと思います。

松本委員

実を言うとあるのですよ。だから、苦情処理のことと、責任逃れをして市に回して、自分たちは何の権限もないから行けないというようなことと、それから出勤基準、特に市の第 2 種の出勤基準が一番格差が出るというか、苦情が起きやすいところということになるろうかと思っておりますので、それをよろしく徹底していただきたいと思っております。

それで、歩道の確保方の陳情などが出ています。歩道の除雪なんていうのは、やろうと思えばできるし、やらなければやらないで済むのですよね。歩道ぐらい片側の歩道をやるのか、あるいは両側やるのか、片側でも出してしまうのか、あるいは歩道の真ん中をずっと人が通れるぐらいに切っていくのか、それからどこまでやるのか、そのやり方次第でやってできないことはないと思うのですけれども、その歩道の除雪をお願いするのは、どちらかというとその歩道に面している家の人ではないのです。歩道に面している家の人は屋根の雪が歩道に落ちるようであれば除雪してくれない方がいいのです。自分の家の車庫に入るまでは、その歩道へ上げるわけだから、除雪して雪がない方がかえっていいのだけれども、こういう陳情を出す人は、その道路に面していない人なのです。裏の人とか、そこを通る人なのです。だから、そういう面で、歩道の除雪に対しては、どのような基本的な考え方があるのか、陳情第80号をどうするかにもかかわってきますので、それについてお願いします。

(建設) 関野次長

歩道の設置については、夏場、冬場を含めて歩行者の交通ですとか安全性を確保するということで作ります。なかなか設置するときには、夏場だけでも歩行者の安全を図ってほしいということで作ってもらいますけれども、冬になると除雪してほしいということになります。だから、本来歩道はやはり2.5メートル以上の幅員があることが望ましいのですけれども、小樽市におきましては、生活道路においてはそういう幅がとれないものですから、1.7メートルとか、そういう狭い歩道が多いです。除雪する上では、最低でも1.5メートル以上の歩道でなければ、除雪機自体が入っていけないという状況にあります。ただ、そのほかに当然除雪ですので、雪を外に出すばかりではなくて、道路のわきに置きますから、そのたい積スペースが必要だということで、先ほど言いましたように2.5メートルの歩道がなければ、本来のきちんとした除雪をすることはできません。だから、今いろいろと要望があるところは狭い歩道なものですから、なかなか除雪することが難しく、そういうようなところについては、道路の排雪時期と一緒に合わせて雪を持っていくという、一緒にかき出して、道路の排雪と除雪を兼ねたことをやっているというのが、狭い歩道ではあるのかと思います。そういうことがあるものですから、なかなか歩道の除雪についても、今言ったいろいろなやり方があるものですから、その地域のケース・バイ・ケースという形です。

あと、先ほどの陳情第80号も上がっている歩道除雪の部分につきましても、やはりその地先の部分で屋根の雪を除雪したときに、逆に屋根の雪が落ちて危ないというようなケースについては、市の方もやっていないところがございます。やはりそういう状況を踏まえた形で、除雪をしているところです。本来は、歩道ですので、夏冬ともに歩行者の安全確保ということは大前提なのですけれども、やはりそういう状況においては歩道の確保ができないところもあるということでもあります。

建設部長

陳情第80号の市道桂岡1号線の話ですが、これについては、地先の町会長に会いました。こういう陳情があって、実態についてはどうかという点を聞き、今年、建設常任委員会の皆さんにも現地を見ていただいたその話と総合しますと、どうもこの陳情を出された方の主張はありますけれども、ただ周辺の方々のこの陳情内容の必要性については、なかなか読み取れなかったのではないかというふうに思っています。ですから、もう一度、この冬も状況を見ながらも、また再検証すべき点ではありますけれども、やはり住民や町会長の意見を頭に入れながら検証すべきかというふうに考えております。

松本委員

陳情箇所の下を曲がって、下の道路、横線ですけれども、市道桂岡大通り線の山側は毎年最後に歩道は全部排雪するのです。冬真っ盛りは歩道の除雪はしていませんけれども、今年、最後まで排雪しなかったと思うのですけれども、これはどうですか。

建設部長

個別のデータを今ここに持っていませんので、後ほど説明に上がりたいと思います。

松本委員

話が個別になってきたので、最後に一つだけ確認しておきます。

業者は、非常に公共事業が減って、夏の仕事がないので、ダンプも夏はあまり使わなくなりました。したがって、冬の除雪だけにダンプを買うというわけにもいかないのが、非常にダンプ不足で、札幌あたりは雪の少ない室蘭から夜中走ってきて、室蘭ナンバーが夜中じゅう走っているというような状況で、非常にダンプ集めに苦労しているのではないかなというふうに思うのですけれども、その点は大丈夫でしょうか。

(建設) 雪対策課長

常にダンプが少なくて、排雪時に苦労しているという状況もございます。また、札幌市も委託排雪のときにダンプの台数を義務づけるなど、検討している状況にあります。小樽市につきましては、ダンプの台数につきまして、義務づけるという条件にはなっておりませんが、先ほど申し上げた排雪時期の調整等により少ないダンプを有効に使うということで考えております。

建設部長

確かに夏場の仕事は減っておりますので、当然ダンプを保有する市内業者の保有台数は落ちてきているのは事実です。ですから、札幌市では冬の除雪をするには、何台以上確保しなければ入札参加者の中に入れられないという規定をするぐらい厳しい状況にあります。特に昨年度は、札幌のナンバー以外に、帯広ナンバーだとかが市内を走っていたケースもありましたし、又は国道の排雪車が道道に走ったり、道道の車が市道に走ったりという形で、入り乱れた中で対応するよりない状況にあります。先々このまま公共事業が減っていくと、ダンプの確保には、今以上に困難な問題が発生するだろうというふうに考えています。そういう意味では、これはもう一市がどうするというのではなくて、全道の連絡の中で協議をする重大な問題だろうと思っておりますので、またこういう議会で報告できることがあれば、議論結果を報告してまいりたいと思っております。

松本委員

その苦肉の策で、道や国がやる前に、そのダンプを借りて先にやろうという計画が先ほどあったようだけれども、そんなにうまく雪が降ってくればいいのですけれども、やりたいときは同じような時期にどんどん集中するのではないかと思います。雪が降らないのに、先に入れるわけにもいかないし、入れないで待っていたら、入れようと思っていたら国も道も入っていたというようなことで、うまくいけばいいというふうに思いますけれども、そういう面でダンプの確保問題については、もう非常に大変だというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

建設部長

先ほど答弁申し上げましたように、ダンプの確保は非常に至上命題だろうと思っております。確かに、今回の改善の中で、雪の状況を見ながら、毎年1月の中旬からでなければ排雪しないという取り決めを内部で持っていたものを、雪の状況によっては12月にやるのだという形の中で整理をしていきます。それは当然、国道、道道も排雪をしますけれども、ただ雪の量がまだそんなにたい積していない状況から入っていけば、ダンプの確保もある程度融通がつかだろうということで、国、道それぞれの担当者と除雪懇談会を持った中で今年確認しましたので、ある程度それは頑張っていけることだろうと思っております。雪の状況によりますけれども、何とか改善をしていきたいと思っております。

松本委員

駅前第3ビルについて

最後に、第3ビルのことで一つだけ質問します。特定業務代行者公募の説明会に出席が1件あったということで、今度は平成19年1月認可予定ということですが、スケジュールについては、1月の認可予定、3月の権利返還計画、認可、そして5月には解体するというので今のところ変更はございませんか。あわせて、ホテルはどういうふうになったか教えてください。

(建設) まちづくり推進室小紙主幹

特定業務代行者の募集の事業概要にありましたように、スケジュールについては、現在のところ変わっておりません。

ホテルの状況ですが、これも前回報告いたしましたように、ホテル取得者につきましては、(株)北海道アーバンコーポレーション、ホテルの実際のテナントといたしましては(株)公立メンテナンスで、ドリーミンというホテルチェーンを運営しているところということで、今までと変わっておりません。

前田委員

除雪について

平成18年度から除雪のステーションが4か所から2か所増えて6か所になったということなのですが、おさらいになりますが、こうなった理由を聞かせてください。

(建設) 雪対策課長

6ステーションになった理由ですが、昨年度2,775件の市民からの要望、苦情が市に寄せられております。その中で一番多かった部分については、第1ステーション、北地区でございますが、この部分について、範囲が広いということと、除雪の延長が長いということであり、また第2ステーション、中央地区につきましても、同じく除雪延長が長く、また広域にわたるという状況の中、第1ステーション、第2ステーションについて分割を行ったところでございます。

前田委員

第1ステーションの範囲が広いということで、こういうふうになったということなのですが、具体的にはどのような苦情が地域住民から寄せられたのですか。

(建設) 雪対策課長

苦情、要望等ですけれども、一番多かったのが除雪の要望、続きまして排雪の要望、続きまして除雪後の雪等の苦情で、これらで約8割を占めております。

前田委員

ある程度、JVを組んでいるのだらうと思いますけれども、苦情の中で特定の業者名だとかそういう名指しなんているのはあったのですか。

(建設) 雪対策課長

JV、もしくは除雪の機械に企業名を載せますけれども、特にこのJVに対しての苦情については、業務主任の対応などの関係で市民から寄せられております。

建設部長

このステーションを分ける根底にあるものは、確かにエリアが広いとか、あるいは担当路線が長いという、当然物理的なことですが、問題は全市的に見て除排雪水準に格差が生じたというのが見直しの最大原因なのです。それは、どうしても中央から手宮側、塩谷、長橋方面というのは、旧市街地を持っているエリアなものですから、当然除排雪も道路の幅の広い例えば銭函だとか朝里だとか、望洋台よりは効率が悪いということで、稼働率が悪いという苦情なのです。それは、市民から見れば、何で桜方面がいいのに旧市街はだめなのかというような意見もあって、そういった地域格差も大きな要因で苦情として来たことも事実です。ですから、整理をしますと、市内における水準が違って、それは、要は旧市街地を持っている第1ステーションの特性もあって、どうしても面積が広いと作業効率が悪いから、分班をして業者数を増やして解決した方が市民の苦情は落ち着くという目的を設定したものであります。

前田委員

先ほど2,775件の苦情を寄せられているという答弁がありました。このうち第1ステーションではどのぐらいですか。

(建設)雪対策課長

2,775件のうち、第1ステーションにつきましては1,024件でございます。

前田委員

また繰り返しになりますけれども、そういう苦情が来る特定な業者というのはなかったのですか。

(建設)雪対策課長

ございません。

前田委員

それで、第1ステーションですから西側ですよ。この除雪懇談会での意見の取りまとめという資料の中で、ずっと会場を追っていくと、消防の6階講堂まで入れて9か所ですね。この西側というところの地区に該当するのですか。

(建設)雪対策課長

西地区につきましては、塩谷サービスセンターで開催した部分です。

前田委員

これは6件の要望というか、わかりやすく言えば苦情ですよ。

(建設)雪対策課長

懇談会で出た意見です。

前田委員

これらの意見と、第1、第2ステーションの延長が長く範囲が広いという状態があるのでステーションを2か所増やしたところの間でリンクしている部分は、どういうところなんでしょうか。

建設部長

先ほど申し上げましたように、当然私も市内を冬期間何度もパトロール車に乗って現地を把握したつもりです。その結果としても、やはり地域間格差については明確に出てきたことがあって、それについては早い段階から細分化することについても話をした経過があります。今度の資料にあります懇談会というのは6月30日から7月7日までに行った新たな意見というようなとらえ方をしていますので、そういった意味では、今やろうとする内容と、この懇談会での意見が速やかにマッチングしたかどうかについては、検証のしようがないのかというふうに思います。ですから、昨年度の結果でやるという部分と、新たな意見をまとめたものとしての区分をしていただきたいと、思います。

前田委員

わかりました。

懇談会は、東小樽会館でも行っているのです。私の住んでいるところのすぐ近くも熊碓川がずっと流れているのですけれども、特に桜小学校から上の方の神社にかけて両わきに転落防止のさくがあるのですけれども、このさくが現在どのような状況になっているのか、聞かせてください。

(建設)維持課長

昨年度の雪関係で、昨年度だけではないですけれども、ずっと何年間も雪が押されている状況がありまして、倒れている箇所も多々ございました。それは維持課の方で新しいさくを設置した箇所もあるし、起こして直している箇所もあるというところがございます。あと、できないところは、単管で転落を防ぐというさくは設置してあります。

前田委員

毎年除雪で壊されるさくがあるので、排雪を切り替えるか、脱着式にして分けてほしいというのが懇談会からの要望、意見だろうと思います。これ、もし具体的にあるとしたら説明してください。

(建設)維持課長

今、あそこについているものでは鋼製のさくで、脱着はできないような形になっておりますので、雪で押されますと、やはり鉄ですから、降っただけの雪ですと問題がないのですけれども、圧力がかかりますと曲がります。それと、老朽化もありまして腐っているという状況もあります。ただ脱着式ということになりますと、人手もかかって、新しいさくをつけなければならないという、また多額のお金がかかる状況になりますので、どういうものかいいかというのは、今後の検討課題ではないかと考えております。

建設部長

たぶんこの脱着式の要望を推定すると、要は川に雪を捨てたいということも含まれているのかと思います。そういった中では、要するに1年間を通して川に落下しないためにつけたさくですので、さくの堅持といいたほうが、立てておく必要性は四季を問わず必要だろうと思われれます。ただ、雪投げについて川に投げる話であれば、これはもっとも許される話ではございませんので、この要望についてはちょっとこたえられないかと思えます。通常の位置については、今維持課長が申し上げたとおりでございます。

前田委員

部長から答弁があったのは、治水の関係上の答えだという気がしますけれども、このさくの状態は、今、課長からも答弁をいただきましたけれども、答弁されている以上の相当な壊れ方ございまして、さくとしての体をなしていないという状況になっています。もう全部倒れています。また、ないところもあります。それで、恐らくあの熊碓川は、改修してから相当底が深くなっていますから、場所によって相当高くて、4メートルも5メートルもあり、非常に危険な状態になっております。予算がないのも当然わかりますけれども、あれは何とかしなければ、万が一事故でも起きたら大変です。今年の夏に、子供が1人なくなったという連絡が入りました。学区が川の近くだったということもあり、落ちたかな、ちょっと探してみようということも、すぐ発想の中にわくわけです。結果としては、幸いそういうところに落ちてはいなくて、隣町まで歩いていっておばあちゃんのところにいたということで、事なきを得たわけですけれども、そういったことで、非常に厳しい状況です。見た方はわかると思いますけれども、さくになっていないので、これはぜひ予算の関係もあるのでしょうかけれども、何かいい策を講じてほしいと思うのですけれども、いかがですか。

(建設)維持課長

いま一度、現地にスタッフを派遣して調査させていただきたいと思えます。予算の執行が現在進んでいるものから、来年度予算にすべき範囲になるのか、又は今年度の残の中で、時期的なことも含めてやれる可能性のあるものなのか、現地に入って調査をさせていただければと思えます。

前田委員

後先になりますけれども、これはもう全部冬期間の雪の関係で倒れているわけで、それがなければ全然問題ない状況だったようで、一般の方がママさんダンプで押している限りでは、そんなこと起きないのですけれども、やはり業者の大きな機械で押してしまうと、あの程度のさくではひっくり返ってしまうということでもあります。

陳情第11号について

直近の建設常任委員会で、陳情の関係の質問をしました。それで、後から建設部で見てこようというような話も出ていましたが、陳情第11号の市道桜17号線を見てきたのか見てきてないのか。見てきたのであれば、どのような改善策を地域の方と話し合ったのでしょうか。

建設部長

前回の答弁の中で、現地をちょっと掌握していない部分もあったものですから、側溝なりにふたをしてでも道路を広げて対応できないかということで答弁をしたと思っております。そういうことの検証のために現地の各 3 本路線を見ましたけれども、それはきちんと計画の中では側溝にはふたはしてあるということです。特に、片側に工場があって、片側にはもう家が建つための石垣が組まれていて、当然もう道路幅が拡幅できないというところがありまして、入り口には幅員 1.8メートルという表示があり、それ以上拡幅できない状況の中で、確かに除雪の要望の部分ですけれども、なかなか私どもの持っている機械では、入っていけないのかなという状況は確認をしてきました。

前田委員

部長の話ですと、これはそれでまた継続ということですね。とりあえず今改善できる点はなかなか見つからなかったということだろうと思いますけれども、引き続きよろしくお願いします。

高速道路用地の買収について

それと、雪の話と関係ないのですけれども、一つ要望します。先週の土曜日、高速道路のくい打ち式がありました。私も出席しましたけれども、部長も出席をされておりました。このことに関連して、小樽市は新光町から蘭島までですが、その間に相当数の地権者が発生してくるのだらうと思うのですけれども、くい打ちされた地域は塩谷方面で農家の方、あるいは離農された方、あるいは高齢者で一人で住んでおられる方、さまざまな方がおられるのですが、私がちょっと耳にしたのは、高齢者だとか老人世帯あるいは入院されている方に高速道路の関係の方がそれぞれ用地買収等を含めて、土地の立ち入りも含めてですけれども、本人に直接連絡しているらしいのです。それはそれで当然よいのですけれども、その家族の方によると、高齢なので、要するになかなか理解できない方に、そういうことを言われても困るので、私たちに言ってほしいというようなことを、その業者の方にも言ってあるのだそうです。それにもかかわらず、何も連絡がないという話を聞いたものですから、これから物だとかお金だとか、いろいろなものが今度動いてくるのだらうと思います。そういったことで、いろいろと聞いたとか聞かないだとかというようなことが随時発生してきますので、トラブルの原因にもなりますので、息子なり娘なり、それなりの立場の方がおられるのだらうと思いますから、そういう方を挟んで、そういう話合いだとか、いろんな難しい問題の話をしていってもらいたいというのが、私の最後の要望でございます。

建設部長

確認をさせていただきますけれども、立ち入りについての説明会の主体は、民間の高速道路株式会社が行っておりまして、市の役割としては、その案内の手伝いするという状況にありましたので、今、委員のお示しの実態については把握しておりませんでした。担当しております民間の高速道路株式会社の方に、今のことについては伝え、問題が発生しないようお願いをしたいと思います。

委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 00 分

再開 午後 3 時 20 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

斉藤（陽）委員

除雪における苦情処理対応について

平成18年度の除雪計画に関連いたしまして、苦情処理対応について何点か伺いたいと思います。

まず、先ほど説明がありましたが、この18年度の除雪計画の中で、あまり苦情処理のことについては触れられてなかったような気がしまして、すべてが苦情処理につながると言えばつながるわけですが、見直し項目の中に苦情処理対応という項目を立てて、きちんと考えて見直すといったことも必要ではなかったかと思うのですが、まずその点について伺いたいと思います。

（建設）雪対策課長

苦情処理ということですが、14項目の中では、夜間の稼働ということで載せております。それに伴いまして、平日部、日中につきましても、4ステーションが6ステーションになるということで、窓口が二つ増え、苦情の多かった部分に対応していけるということで考えております。

斉藤（陽）委員

夜間の対応ということで には書いていますけれども、それだけではなくて、個別の議論だけではなくて昼間も含めた一般的な苦情処理の対応について、議論が必要なのではないかというふうに思うのです。まず、各ステーションごとの苦情処理の対応について、時間帯、土日、夜間、それから人員、それと人数だけではなくて、その人員の中身、それからどの程度の権限を持った人がその苦情対応をするのかという対応者の権限の範囲について、示していただきたいと思います。

（建設）雪対策課長

各ステーションによる苦情等に関しての対応でございますけれども、昨年度の場合、日中については、業務主任ほか副業務主任2名が各ステーションで対応していました。そのうち、第1、第2ステーションにつきましても、それぞれ副業務主任が3名となっています。時間帯ですけれども、平日の場合、市役所の勤務時間と同じく午前8時50分から午後5時20分までについて日中対応しております。それ以後については、各ステーションで降雪状況の把握をしておりますので、午後10時まで職員がステーションにおります。それ以降は、各ステーションの電話から転送電話で業務主任若しくは当番の副業務主任等に連絡が行くようになっております。あと土曜日、日曜日につきましては、日中ステーションに常駐しているということではなくて、パトロールもしなければならない状況にありますので、これも同じくパトロールに出たときは無人化になりますので、都合上、転送電話で当日出勤しております業務主任のほか副業務主任の方に転送される状況になっております。あと、その権限ですけれども、対応する業務主任につきましては、JVの責任者ということで、ある一定の権限は持っている状況でございます。また、副業務主任等が対応している部分につきましては、責任者、業務主任等の連絡をとりながら対応している状況です。

斉藤（陽）委員

今の説明で、転送というのがありましたけれども、これは業務主任個人の携帯電話等に転送になるということなのですか。それと、時間帯は午後11時以降というか、夜、深夜、早朝を含めて、次の日の朝までいつでも受けるという体制なのですか。

（建設）雪対策課長

転送電話につきましては、冬期間、ステーションで電話番号を持っております。ステーションで携帯電話を用意いたしまして、それを業務主任が持ち歩くという状況になっております。これにつきましては、その電話を当日の担当者、業務主任若しくは副業務主任が持っておりますして、転送については24時間行っている状況にあります。

斉藤（陽）委員

もう一点なのですが、JVの責任ある立場の業務主任の方であれば、相当の権限を持っていて対応が可能だということなのですが、先ほどありましたけれども、土日等については、常駐しているわけではなくて、ステーション

が無人になるときもあるということです。必ずしも業務主任の人が出勤しているとは限らないわけで、その当日出勤している方が、なかなか対応しづらいというような、現実に私もそういう場面に遭遇して、一向にらちがあかないという、わからないということもあったわけですが、常にある一定限度の権限を持った、返答ができる人が対応する体制というのは必要なのではないですか。

(建設) 雪対策課長

先ほども言いましたけれども、権限を有するJVの業務責任者ですが、この方が、全責任を持って24時間、冬の間、除雪業務に当たるということは非常に難しい状況にあります。ですから、その業務主任にかわる副業務主任の権限につきまして、ある程度業務主任にかわる副業務主任の育成や、企業体の裁量につきまして、今年度につきましては指導していきたいと考えますので、よろしくをお願いします。

斉藤(陽)委員

今の権限の範囲の問題なのですが、先ほどもちょっといろいろと各委員から議論が出ていましたけれども、除雪そのものについての要望、除雪してほしいという単純な要望があります。それから排雪の要望がありますね。それからさらにそれ以外の置き雪だとか砂まきだとか、いろいろなその他の要望、いろいろな問題について緊急性の度合いだとか、計画の進みぐあいだとか、あるいは市役所の方と調整しなければならない問題だとか、いろいろある中で、そういった部分を調整しながら具体的に個々の苦情あるいは要望に対して的確にこたえていくというのは、相当高度な対応で、難しいことなわけです。それで、しかも市民に対してやってくれないという感じを持たれないように、きちんと内容を理解してもらって、納得してもらうところまでいかなければならないわけですから、その苦情処理というのは、単に電話を受け取ればいい、要望を聞けばいいという話ではなくて、その要望に対して、それを解決するところまでいかなければ意味がないと思うのです。ですから、単に電話つながっていますよとか、だれかかれか聞いていければいいとかという問題ではなくて、具体的にその話の中身に対してどういう対応をするかというようなことをシステムティックに、ある程度権限の範囲をわきまえた形で連携ができるような体制が必要で、電話を受けた人が、ただひたすら謝って、ごめんなさいと言っているだけでは解決にならないわけですから、そこら辺のところをもうちょっと踏み込んで、システム的な組立てをするべきではないかと思うのですけれども、どうでしょうか。

建設部長

今、大まかに分けると、JV側の苦情を整理する範囲と、行政側と連携をしている部分と、行政側に来る苦情という部分の三つがあります。当然、JV側の方では、各ステーションごとに勤務時間、要するに午前8時50分から午後5時20分までは詰所にいますので、それはJVはJVで対応します。夜間について、雪の状況によっては午後10時までいますけれども、それ以降はJVの担当者が対応します。それが、必ず次の日に、日報という形で役所の方に伝わってきますので、その中で判断をするというのが一つであります。もう一方、市単独でもパトロールをしていますので、その中で当然苦情も受けたり、状況を把握していますので、受けたものを業者に連絡するというような相互補助をしているのが実態なのです。

問題なのは、苦情を受けて、要するにJV側の方に小樽市で発注したものが、ではどういうことかということ、実は夜間に緊急的に出勤をするという体制というのは、人的な問題だとか災害時の場合のみ夜間出勤ができるのです。通常期は、会社構成員はすべて帰宅していますので、いくら電話をもらってもすぐ対応できない実態があって、翌日の対応をお願いするという形で、御理解いただけない方とのトラブルということだと思っています。ですから、それは当然翌日には対応できるものはしていますし、ただ排雪は今日電話して明日するという話になりませんので、計画排雪について説明します。我々もいろいろと対応するけれども、やはり市民側の受止め方によっても、トラブルの度合いが変わるということは否めませんので、その辺、今言ったことについては、市民の方はわかっていらっしゃるのです。事務所なりステーションに電話をしたら必ずスタッフがいて、除雪車がいて対応できるという

ふうにお思いの方については、そうではないことも伝えた中で電話を受け付けるという体制をとりますし、今言った J V、市のスタッフの相互協力の中で対応せざるを得ないというふうに思います。そうしたら、今回は当然 J V 側の方で 2 班体制増えましたし、役所の方も 2 名さらに追加して配置しますので、そういう意味では昨年度よりは補強をしたということだけは御理解ください。

斉藤（陽）委員

今の説明で、窓口が四つだったところが六つに増えたので受ける口が増えましたよということは確かだと思っております。それだけきめ細かい対応が可能になると思います。ただ、その受けるときの受ける人の権限の範囲と先ほど言いましたけれども、副業務主任なり業務主任がステーションで受けてくれて、そのステーションで判断できる裁量の範囲で、対応できることは対応できるのですけれども、その業務主任とかもない土日に、業務主任ではなく副業務主任でもない、一般の J V の職員の方が出勤しているときに対応した場合に、なかなか難しい対応になるという場合もあると思います。では、一般の J V の職員がステーションで電話を受けたときに、休日であっても、副業務主任なり業務主任につなげる体制、あるいは、夜間対応のときに業務主任が対応したけれども、それでもなかなか要望なり苦情を言っている人が納得してくれないという場合に、行政の方の維持課なり雪対策課なり庶務課なりの、係長なり課長なり担当の方が対応をして判断をして、その権限の範囲で処理をし、それでも対応できない場合は次長だとか部長だとか、そういったところまで判断を仰ぐとか、そういう苦情に対しての、この苦情についてはどこまでの範囲で対応するかというのが必要ではないか。直接電話に出た人がどこまでも追及されて、もう詰まってしまうと、ただごめんなさいというだけにならないようにフォローできる、より権限のある人につないでいくというシステム、臨機応変というか、その場しのぎではなく、きちんとシステム的に対応マニュアルみたいなものがつくられるべきではないのかという気がするのですけれども、そういうものはあるのでしょうか。

（建設）関野次長

基本的には、業務委託につきましては、市の方で発注時にどのようなことをしなさいとうたった仕様書がございます。ですから、この仕様書に基づいて対応し、それから権限についてもその仕様書に基づいた形での権限を、J V の業務主任が持っています。一つは除雪の出動については、市の出動基準がありまして、それに基づいて出動する。業者がパトロールして、それを判断するというので、決して市の方から指示しているわけではありません。それで、市でもパトロールをした中で、路面水準が仕様書に基づいた状況になっていないのであれば、J V に指導が行きます。それで、業者がだめだと言ったので、市に苦情が来たとしても市がいいというような考え方はなくて、あくまで同じ考え方で対応する形になっています。置き雪の話もいろいろ出てきますけれども、置き雪についても市がやらないものについてはやらないということです。その現場の状況においては、当然置き雪をしなくてもできるような体制をとることができれば、いろいろと相談の上やりますけれども、市がやらないというのがやはり基本的な姿勢で、市民の方からも置き雪を持っていけという苦情が来るのですけれども、これについてはなかなか解決はしないというものだということです。これはシステム化できないのかという考えもあるのですけれども、我々は要するに仕様書に基づいた形で処理をするというのは大原則でございます。ただ、いろいろな詳細については個々の部分でありますから、必要に応じて現場を見て、対応しているという形で、細かいシステム化というのはできないのですけれども、大まかにはそういう仕様書に基づいた形のシステム化になっていると思っています。

斉藤（陽）委員

2,775 件も苦情があるので、それをある程度類型化して、こういう内容のものに対しては、ここまでの範囲で、こういう権限の範囲で対応できるだろうとかという類型分けをした上で対応範囲を現場対応のものと、それから業務主任で対応するものと、さらに市がある程度フォローしていかなければならないものと、そういうランク分けのようなものをある程度マニュアル化した上で対応した方が、いわゆる従来やっている仕様書でもう決まっているのだから、出動基準でそれぞれ判断してやればいいのかということではなく、もう一歩進んだ対応マニュアルがあった

方が、そういう苦情等も苦情にならなくて済むのではないかと、要望のレベルでおさまるのではないかという気もするのですけれども。

(建設) 関野次長

2,775件の除雪の苦情のうち、大半の部分は、除雪依頼、言うなれば除雪がどこまで現場の方では進んでいるのか、除雪車が動いているのかどうかという話で、それは2,775件の内1,200件なので約40パーセントを占めています。これについては、やはり現場の方の状況を知っている者が、当然今日は除雪車が動いているとか、実際に電話を受け取った者が、情報を持っているかどうかということで決まると思います。そういう情報については、当然電話を受ける者というのは常に持っていなければいけないことと考えておりますので、その辺の情報の共有をきちんとやるように、当然指導は今後も続けたいと考えております。ですから、あくまでも苦情ということではなくて、今まで情報の部分もあるものですから、その辺を的確に住民の方に説明するという、そういう方法、また排雪の依頼についても、排雪計画について情報を持つことによって、住民に対応していくということで、情報の共有化についてきちんと指導していきたいというふうに考えています。

建設部長

今、委員のおっしゃるように、現場を任せただけだから、もっとそれなりに対応するべきということ、また市とのシステム化というお話だろと思うています。まず、小樽市とJVの関係でいきますと、総合除雪ということで、仕様書を組んでいますので、一義的には請け負ったJV側の方の判断の中で対応できるような体制を組むべきというふうに思っています。そういうような状況にあって、ただ不徹底な、統一されていないことについては職員研修の中で研修をしようと思っています。ただ、役所の方が全く投げっ放しではなくて、当然ステーションごとに市の職員を配置し、相談できるような状況になっていますから、そういった意味では連携はとれています。当然、現場で対応できないものは、どんどん役所のランクに上げて相談をしていきますので、その辺の確立をやはり明確にしていくべきだろうと思っておりますので、それは検証をしたいと思っております。

ですから、あくまでもこれにかかるときには、排雪の問題なのか、除雪かによっても違いますので、両方合わせた話をしてしまうとおかしくなるのですけれども、排雪については、当然市の方のコントロールがどうしても必要です。ばく大な費用がかかります。除雪については基準がございますので、仕様書の中で総合除雪を受けたJVが判断できますので、その辺を徹底させるということについては、今月30日に決まりますので、職員研修の中で徹底したいと思っております。

斉藤(陽)委員

確かに除雪の問題の要望、苦情であるのか、排雪を伴うような要望、苦情であるのかという2段階できちんと市が対応する度合いも違うわけですから、現場に任せるか、市が関与しなければならぬかという、そういったところもきちんとランク分けして、対応を違えていくということも必要だと思います。そして、6ステーションになったということも、結局は先ほど部長もおっしゃっていましたが、除雪の完成度といいますか、格差解消という意味合いもあるということなのですから、それと一脈通じる話なのですが、その苦情対応という部分でも、ステーションごとに対応に差があるという、先ほど対応に差がないという答弁だったのですが、現場のいろいろな対応の仕方というのは、ステーションによって若干対応がいいところもあれば、ちょっと対応が鈍いというか、ちょっと厳しいというところもあるということで、そういう対応をより均等化していくことも必要なのではないかと思います。除雪そのものの完成度を、悪くして均一にするのではなくて、よくして均一にするように、しかも、苦情対応も大体ならすように、いいところと悪いところがあまりでこぼこがないようにしていくということも必要なもので、それについてもある程度権限を持った人が司令塔として統一して指揮をとるというような一括対応、基本的にはこのJVごとの総合除雪なのだから、それぞれやってくれという意味もわかるのですけれども、司令塔的な市の現場指揮者みたいな形の人が一入してくれると、非常に全体として動きやすくなるのではないかとということも考えるの

ですけれども、どうでしょうか。

建設部長

実は、分散化すべきか、4ステーションを一つのステーションにすべきかの議論もした経過があります。それは、まさにその指揮官一人で全部をさばくという話がベースになるということは、なかなかまだそこまで行かずに、逆に今は細分化の方が市民対応がいいだろうというのが今回の判断です。これも試行というふうに考えていますので、それはそれで対応したい。市があまりにも入っていったときに、業者みずからの判断というのがなくなってしまうと、昔の除雪と同じような状況になってしまうということです。その辺も除雪の基準なりを徹底させ、JV職員の協力という形で、今回は徹底させようというふうに思っています。そういう中で今、委員のおっしゃることがあれば、また別組織というのでしょうか、それを考えていかざるを得ませんけれども、当面は、協力の中で整理をしたいですし、当然、今、役所は役所で組織がありますので、それぞれ活用したいというふうに思います。

委員長

それでは、公明党の質疑を終結し、平成会に移します。

森井委員

除排雪について

私も除排雪にかかわって幾つか質問したいと思います。

今のシステムのことにに関わるかもしれないのですが、今回4ステーションから6ステーションへ細分化という話も今ありましたけれども、いろいろな意味で効率化は統合することによってできるというような考え方もありますが、やはり除雪をできるだけきめ細やかにというようなことを考えると、この細分化というのは、決して悪い手法ではないだろうというふうには思っております。この細分化していくということは、やはりそれぞれの地域におけるニーズに、その請け負った業者がこたえられるようになっていくことが、細分化したことによる効果の高まりになるのではないかとこのように、私は思っているのですけれども、その中で、除雪懇談会というものを2回したというような流れがあります。私は残念ながらこの懇談会には参加できなかったのですが、懇談会の趣旨と流れについて簡単に説明していただければと思います。

(建設)雪対策課長

懇談会につきましては、従前から年1回11月に開いております。また、従前11月に懇談会で提出された要望等につきまして、次年度の除雪計画に反映して冬を迎えたところでございます。しかし、今年度につきましては、6月に第1回目、11月に第2回目を予定しており、1回目につきましては、苦情、要望ではなくて、市に対する意見、提言等を受けて、それを参考にいたしまして、どう除雪に反映していくかということで考えております。また、今年度11月の2回目につきましては、従前から行っている方法と同様に要望、苦情等を受け、また6月に受けた意見等につきましては、できるものについては今年の11月の段階で答えていきたいと考えております。

森井委員

冬を越えてすぐのときにどんな問題点があったのかということ聞き入れるというのは、すごく重要なことだというふうに思っているのですが、この2回の実施はすごく私としては効果のあるものだというふうには思っているのですが、まずそこで聞きたいのは、今までの質疑の中でも、町会の方からこういうお話があって、ここに生かしたかということとかもあったと思うのですが、これらのいろいろな意見が、やはりできるだけ反映されていくことが、結果としてよりよい除排雪につながっていくのではないかとこのように思うのですけれども、今回の資料を見て、例えばどこの町会のお話が除雪計画に生かされてきているのかという現状が残念ながらわかりません。また、この意見の中では、すぐに次の年に取りかかれることもあれば、中期的な内容であったりとか、また長期的な内容であったりとかというようなこともあるのではないかとこのように思っています。また市としてはちょっと取り組む

には難しいこともあると思います。そのような細分化といえいいでしょうか、つまりその地域の中で出てきた話を、短期的、中期的、長期的な内容に振り分けをしたものを私としては知りたいというふうに思っているのですが、そのようなことで考えて、内容を調整されたりとかしているのかを聞きたいのですが。

建設部長

今回示した14項目に至る前は、実は、要望、苦情をジャンル分けし、短、中、長期に割り振りをして、それはどこがどうすべきかという評価をして検討した結果をまとめています。ですから、途中経過がもしあれば答えることもできます。ただ、中、長期的なものについては当然予算も絡む話ですから、まだ実現できないような項目については、私どものメモだけにしていますので、それは御理解いただければ見せることができますし、そういう整理をしております。

森井委員

ぜひ、できるだけ多くのものが実現してほしいというふうにも思っていますので、それをできれば私たちとしても理解していきたいですし、やはりどうしてもかなりの量になってくると思いますので、それがしっかり精査されなければ、一つ一つは触れられても、全体的に中期、長期の方がどうしても実現の可能性が低くなってしまいうことあるのではないかとこのふうにも思うので、後ほどそれは私に見せていただければと思います。

あわせて、懇談会の流れと内容をもう一度聞いてもよろしいですか。

(建設)雪対策課長

流れですけれども、6月の場合は、各町会に、何月何日、除雪について、今年度の場合は懇談会を開きまして、意見をいろいろ伺いたい、こういう案内をして実施しております。

また、11月に行う場合ですけれども、これは事前に町会に、日時、会場を示した中で、事前に要望等について伺っております。その要望に対しては、11月の懇談会の段階で回答するという状況でやっております、即同年度に実施できるものについては実施できるように考えております。

森井委員

つまり、6月の方のことだけでもいいのですが、意見の集約というか、より多くの市民の方々の状況とか情報とかを得るといふ場であるということでもよろしいでしょうか。

(建設)雪対策課長

はい、そのとおりでございます。

森井委員

以前に、私の方で、一つの提案をさせていただいております。市民の方々が集まって審議会なりを持ってもらうというような表現で私は話をしたのですが、それは何かというと、意見の聴取というよりも、その意見を聴取したものを解決する方法をみずから考えていただくという意味で提言させていただきました。今後、この除雪を、今いろいろ手法で少しずつよりよくしていこうと考えていると思うのですが、個人的には、よくインターネットとかという話もしますが、情報の共有化と市民の参画、つまり今回市によってステーションが細分化されましたけれども、地域ごとにその地域の中で一つ一つ解決していくことが必要ではないかというふうに思っています。今、その意見などを聴取し、解決方法を検討するというふうに考えていますが、結果的にそれは一つに集約して、すべて市役所の中で解決方法を模索しているのではないかとこのふうにも思うのですが、私はその解決方法においても、市民の税金だけではなく、市民参画によるもので対応できるものが実はあるのではないかとこのようなことを、集まっていたら解決の道筋をつけていただくような場を設けていく必要があるのではないかとこのような提案だったのです。これは、先ほどの中期、長期的な内容に当たるとこのふうにも思うので、来年度すぐという話ではないのですが、この点について検討すべきだと思いますが、意見をお願いします。

(建設) 関野次長

今年の第 1 回定例会でお話があって、私ども今のような懇談会がいいのか、あるいは審議会で新たないろいろな形で意見を聞くのかということを検証していることは事実です。ただ、そのときに、どういう方に委員になってもらうかということなのです。それで、候補者なりいろいろと考えたのですけれども、人選に非常に問題があるだろうということになりました。地域密着の話をしていかなければならないという話があったと思いますので、そのときに他の地域の一般論で聞いても効果があまりないので、とりあえず今回は地域の懇談会にしたという経過です。ですから、今、石狩市でも、検討会的なものをホームページで集めてやっているようなことがあって、これは委員会で示したと思いますけれども、あれも今はどうも先細りなのです。やはりもう検討会でやっても、自分の足元の話ではないという議論もあったようですので、それはまだまだ検証していこうと思っておりますが、当面は地域懇談会で対応したいと思います。

森井委員

私は、この地域の懇談会そのものは、このまま継続していったいいいのではないかなというふうに思うのですが、その懇談会と並行して、審議会というどうしても市長の諮問の下で、一つの大きなものというような感じになりますが、地域ごとに解決策をそれぞれ話し合ってもらえるような場を設けてもいいのではないかなというふうに思います。懇談会は市の方々がいて、当然その意見をいただくというのが中心になると思うのですが、それだけではなくて、その来ていた方々自身にその答えを導いていただくというか、そのようなところまで踏み込んだものがあってもいいような気がします。当然、その懇談会に来ていた方と解決策を考えていただく方が必ずしも同じ人でなくてもいいと思うのですが、つまりは市民参画というのは、行って意見を言うだけではなくて、その方々がみずからどのようにしてこれを改善できるのかということを考えるということだというふうに思うのです。だから、そのような場というものを、行政主導という話にはならないかもしれませんが、その懇談会の場におけるいろいろな意見を集約する中で、ともに解決していかないかという呼びかけをしていくということも、重要ではないかというふうに思うのですけれども、改めて意見ををお願いします。

建設部長

まず、担当課長が話しましたように、6月にいただいた御意見について、11月2日から始めます地域懇談会の中で、やれるもの、やれないものをきちんと回答することにしています。それは、まさに委員がおっしゃるような御意見に対してどう反映するかということだと思います。それは短期的なものです。ただ、中、長期的なものについては、今、懇談会がいいのか、どういう形にすべきかについては、やはり議論すべきだと思います。そういう意味では、きちんと結果を示し、市民参加を仰いでいくということについては御意見として伺っていきたいと思います。

森井委員

やはり、小樽市の雪対策というのは、小樽市としてすごく重要な部分でもあり、かつ毎年必ず来る出来事だと思いますので、大変な労力を要するものになっていくとは思いますが、結果的に金銭的なものでどうしても解決できなければ、やはり市民との対話とともに、その方々が一緒に協力していただくことが一番の最終的な近道になっていくのではないかなというふうに思いますので、ぜひ懇談会を発展させていくのか、又は別なものをさらにつくるのか、それはこちらの方から言えることではないですが、そのような形で変化が起きていけばというふうには思っております。

駅前の消費者金融の看板について

もう一点の駅前についてなのですが、いろいろと今までも第 3 ビルそのものについてであったりとか、またそれに伴って駅前広場の改善、又は歩道橋の景観に向けての話であったりとか、いろんなことを今までも質問させていただいておりますが、今回は建物が変わることによって景観が変わってくると思うのですが、せっかくこのときですので、消費者金融の看板について、以前に質問させていただいたときに、現状ですぐ指導に入るのではなく、切

り替わったときに、色であったりとか、その他大きさであったりとかということの指導ができるというような話を聞いたのですが、実際に既に変化が何回か起きているのです。残念ながら私は、写真とかをとっていないので、証拠も何もないのですけれども、毎日私は駅の前を通りますので必ず見るのです。金融業者が新しく会社名も変わったということもあったので、看板そのものは変わっていることは確実なのですが、そのことについて聞きますが、実際にあちらのエリアというのは、現在ある特別景観形成地区のエリアの中であるということではないでしょうか。

(建設)まちづくり推進課長

特別景観形成地区のエリアですけれども、駅前中央通とあわせて、駅前中央通形成地区という、特別景観形成地区になっています。委員のおっしゃっている部分につきましては、手宮側の建物の駅前に面した部分については特別景観形成地区に入っております。それから、手宮側の国道に面した部分については、そこは外れているという形になっています。

森井委員

網かけになっている図面を見たことしかないのですが、いわゆる駅から見える側の壁の部分は景観エリアだと私は認識していたのです。消費者金融の看板がたくさん張ってあるところは、微妙に斜めになっているのですけれども、そのエリアも入っていると思って、実はずっと質問をさせていただきました。そのエリアは入っているという認識でよろしいでしょうか。

(建設)まちづくり推進課長

斜めになっている部分も、ちょうど駅前広場に面している部分ですので、入っております。

森井委員

そこにかかっているということに伴って、その看板に対する何かしらの規制があると思うのですが、大きくなり、色とか、何かそういうものがあれば、教えていただければと思います。

(建設)まちづくり推進課長

特別景観形成地区に看板を立てる場合、道条例にのっとった規制をされるわけですけれども、景観的観点では小樽市の景観条例の中の特別景観形成地区の規制がかかっています。具体的に言えば、特別景観形成地区では、1平方メートルを超える看板、あるいはまた高さが3メートルを超える、路盤面から看板の上端が3メートルを超えるもの、これについてはそれを修繕する、あるいは新たに付ける、あるいは書きかえる、そういった場合については、景観上の届出が必要というふうになっております。

森井委員

実際には、たぶんその大きさを超えているものも幾つかあると思うのですが、それに対しては届出というものもあると思うのですが、その届出の方は、その変化に伴って提出されているのか、これについてもお願いします。

(建設)まちづくり推進課長

委員が御指摘の看板ですけれども、定期的に写真を撮っているもので、ちょっと確認をさせていただきました。それを見ると、委員がおっしゃるとおり書換えは行われているものもございました。それについての届出ということですが、担当に確認したところ、その届出は出ていなかったということで、実は担当も書きかえられたということは、現実に把握をしていなかったという状況でございます。

森井委員

やはり小樽駅を出て、一番最初に目に入るエリアだと思うのです。よく歩道橋が目前にあるというような話もあります。実際にその中央通のパチンコ業だけの話をするのはちょっとあれかもしれないですが、パチンコ業の方々も建物を景観条例に沿うように変えているわけです。それに関しての投資というのは、必ずしも少なくないの

ではないというふうに思うのですが、それだけいろいろな業者の方が協力をしてあの通りの景観を保っているというふうに私は思っておりますが、当然看板にもお金もかかるとは思いますけれども、それに関してやはり本当に小樽の町並みに見合っている色又は大きさなのかということとかも踏まえると、その会社そのものにおけるイメージカラーなのかかもしれませんが、やはり小樽市としてしっかりとした指導又は対応をしていく必要は大いにあるのではないかというふうに、私は思うのですけれども、それについての見解をお願いします。

(建設)まちづくり推進課長

看板についての指導でございますけれども、まさに小樽は景観のまちですから、特にあのけばけばしい看板などが、そういったたぐいのものについては、我々は厳しく指導すべきだし、小樽の景観を守るためには、当然ながらする必要はあるだろうというふうに思っております。今回、この部分については、なかなか我々の目が届かなかったというのが一つ、言いわけにはなりませんけれども、そういった状況があったということですので、今後その現場の確認をすると同時に、そういった業者の皆さんについては、指導徹底といったことをやはり行わなければならないだろうというふうに思っております。ただ、なかなかあそこの事務所には、人がいないというところもあって、実はここにはいなくて、きっと札幌だろうと思うのですが、そういうところに連絡をとらざるを得ないという状況もあると思いますので、今後ちょっと時間はかかるかもしれませんが、景観を守る、そういった小樽のまちの取組みも十分業者に理解をいただいて、今後こういったことのないような形で取り組んでいきたいというふうに思っています。

森井委員

必ずしも看板をつけるなという話ではないですから、その業者における全国同じイメージカラーで張っているけれども、そのまちはそのまちに合わせた色で変えている地域というのやはりあります。つまりそういう部分を、小樽市として相談をしながら違う形に切り替えられないものだろうかということだったりとか、又はその大きさも含めて、小樽になじみのあるものが背景にあるもの、又はそういう広告であったりとか、そういうようなところとかまで踏み込めるようになれば、その看板そのものが逆に小樽にとってすばらしい景観の一部になるのではないかなというふうに思っています。特に、今やはり第3ビルが変わるというようなことによって、駅前における景観というものが、また変化をしようと思うのです。ある意味、このときを機に、周辺のそういう景観にそぐわない看板をどのように生かすかということ、やはり念頭に置いてもらいたいなというふうに思うのですけれども、改めて見解をお願いします。

(建設)まちづくり推進室長

今、委員がおっしゃいますように、先ほど課長も答弁いたしましたけれども、やはり小樽としての景観の保全というよりも、逆に言うと保全だけではなくて、改めて新しい景観をつくっていくという観点も含めまして、先般市長の方も市長のメッセージということで、ホームページに景観の重要性、小樽がこれから目指していく景観の考え方を示しております。私どももいたしましても、景観法の中身を見据えながら、何とか小樽らしい景観を保全する、それから新しい景観をつくっていくというような考え方で進めていきたいと考えています。

委員長

それでは、平成会の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

武井委員

私は除雪問題と第3ビル問題の2点について伺います。

除雪問題について

除雪問題は、私は自然の力と皆さんが知恵比べをしているのではないかというふうに思います。したがって、その結果がどうなるか、それを市民が判断してくれるというふうに思っているだけに、我々も含めて十分な論議をし

ないと市民は喜んでくれないというふうに思っています。そういう意味で、市民からは先ほどから何回も言われておりますように、2,775件の要望が出ておりまして、それは対前年比で1,000件多いというような感じでございます。今回、9か所にわたって市民からいろいろと86件の御意見をちょうだいしています。言いたいことはいっぱいあるのですが、それを6点にまとめて質問しますので答弁をお願いいたします。

まず、平成18年度の除雪計画の中で、除雪の登録業者の要件を土木ランクA2からBに拡大し、登録業者を25社から29社に4社増やしたという中身についてです。ここで聞きたいのは、この増えたBの4社は何社ある中から選ばれているのか、まずこれを教えてください。

(建設)雪対策課長

除雪業者の登録に関しては、市内の土木建設業と舗装業者合わせて72社について、除雪登録について市の方から登録してください、若しくはやりたい業者については審査をしてくださいという案内を出しております。登録業者の決定につきましては、各企業から登録業者としての登録票がありますが、その登録する要件を、昨年までは、会社の経験、運転手の経験、土木ランクA2以上の三つの要件を出し、いずれかに当てはまるものとしておりました。今年度につきましては、その中の土木ランクをA2以上からB以上に拡大しております。この要件で、除雪業者として登録されたのは29社ですが、その中でJVに登録された業者の数は、Aランク10社、Bランク5社、Cランク4社、Dランク5社でございますので、完全に、要件をBランクに拡大した部分で増えたという状況になっておりません。そういう登録になっております。

武井委員

より多くの中から選ばれれば機動力の面にしろ、すべての面にしろ、登録要件を超えている人たちは大勢いると私は思っていたのですが、あなた方は、今回、Bランクの業者の手を挙げた数は多いと思っておりますか、少ないと思っておりますか。

(建設)雪対策課長

数についてですけれども、その三つの登録要件に該当する業者につきましては29社の登録となっております。また、それ以外につきましては、経験がないだとか、運転手がないだとか、そういう状況になっておりますので、仮にこの登録をされましても、その地域に根ざした、地域を熟知しての除雪にはならないのではないかとということで認識しております。

武井委員

苦情をなくするために、ステーションを二つ増やし、業者も4社増やしたということにはなっていますが、私から見れば、この業者がもう少し手を挙げる人がいて、そしてそういう中からよりすぐって選別をしたというふうにすれば、少しでも苦情も解消できるような会社が出てくるのではないかなと思うので、これを聞きました。

以下、この9会場からの懇談会の中身で聞きたいことを絞って伺います。

一つ目は、排雪の事前告知の問題なのですが、これは私が前にも質問したことがあるのですが、この事前告知がいいのか悪いのか、この意見に対して、九つの会場の中からそれに反対する地域からの意見も出ています。「雪出しには道徳的な指導をしろ」と、こういうような意見も他の会場からは出ています。こういうふうに出た意見に対して、相反する意見もまた出ています、こういうふうになっています。排雪の事前告知については、非常にこの雪出しの問題が出てくるので、一時やめた経緯があります。特に豊川町などはこの問題が大きくてやめた経緯があります。しかし、今またこういうような告知をしろという意見に対して、市としてはどういう考え方を持っているか教えてください。

(建設)雪対策課長

排雪時期の告知ということですが、その地域の意見の中で、道徳的な指導という部分についても相反することがあります。私も告知することで、雪出しに伴って当日の排雪もできないなど、計画的な排雪ができない状況に

あります。市道につきましては、広報なり、できない理由を各戸に配布するなどして、雪出しについて指導しており、またパトロールにより発見されたものについても指導しているところではありますが、市民のモラルに訴えるしかないのかなという状況の中、排雪の告知については、現在のところ行わないという考え方で排雪作業を行っております。

武井委員

路上に違法駐車しているのを何とか除排雪をするからよけてくれという意味も含まれた告知なのですが、しかしそれをまた妨げる行為も行われているようでありますので、このところは、慎重にやっていただきたいというふうに思います。

それから、二つ目は、先ほどの質問にも出ておりましたが、置き雪対策の問題でございます。これも、市民で処理するようにしてほしいということですが、置き雪の中で一番意見の強いのは、人の雪だという認識を持っている市民が多いのです。ぐっと押してきて、一番最後の家のところに置いていくと。こういうようなことで、よその雪をずっと持ってきて、せっかく自分のところできれいにしておいたところへ置いていかれる。これが非常に困っているようなのです。したがって、そういう意味では、これは非常に大変だと思います。ところが、またこの意見の中に幾つかの要望があるようです。ロードヒーティングをしてあるところに雪を持ってくるのは、かたいからやめてくれとか、お年寄りがかたい雪で困っていると、そういう置き雪問題でいろいろありますが、しかしこの市民の方々に協力してもらいたい、処理してもらいたいという市の意見のようですが、今言ったようなこと、それから、道路が狭いところから押してきて、ちょっと広くなったところに置いていかれるということがよく聞かれます。どんなにきれいにしておいても置いていかれ、これでは手に負えないという苦情があります。市民で処理をしてほしいという気持ちはわかりますが、もう一步突っ込んで、人の雪という考え方に対して、どのような考えを持っているのか教えてください。

(建設) 雪対策課長

除雪後の置き雪という問題ですが、これは今に始まったことではなくて、古くからこの問題についてはいろいろあります。しかし、除雪につきましては、原則かき分け除雪ということで置き雪をせざるを得ない状況にあります。また、市街地に空き地等がありまして、投雪できる部分につきましては、そこに持っていくような除雪もやっているのが現状です。この旨につきましては、懇談会でも自分でやるべきだとか、そういう意見もあります。そういう意味で、もう少し話をして意見を聞きながら、今後考えていきたいと考えております。

武井委員

それをぜひとも今度11月にまた懇談会をするわけですから、そのときに皆さんと検討していただきたいというふうに思います。

次は、除排雪路線の種別の、この意見の中には等級という言葉を使っていますが、これは恐らく種別の変更だろうと私は解釈しました。第1種、第2種の変更をしてほしいと、見直しをしてほしいという意味だと思いますが、この路線の種別を見直す問題についての考え方はいかがですか。

(建設) 雪対策課長

恐らく除雪のランクの見直しを現実に合ったランクにしてほしいということでは書かれているかと思いますが。この部分につきましても、すぐ除雪ランクを変えるということではなくて、平常時の降雪、また災害時等の降雪状況もありますけれども、パトロールなりをして強化をすることで、見直しについては検証し、考えていきたいと思っております。

武井委員

今小樽市内の空き家対策の問題も資料の中に意見として出ていますが、非常に人口に変動が出てきています。空き家対策もあるし、人口密度の変動もあります。したがって、こういう旧態依然としての種別を堅持していると、

こういうような問題が出てくるだろうと思いますので、空き家対策の問題も含めて、この種別変更の問題は、ひとつ十分に考えてやってほしいと、こういうふうに思います。

次の問題は、独居老人のボランティア除雪の問題ですが、2階建ての屋根の雪下ろしもできるようにしてほしいという意見が出ています。私が雪害110番をやったときには2階建てでも全部やりました。ところが、ボランティアの人たちがけがをした場合の保険を掛けていないので、屋根の雪下ろしは難しいということなのですが、この要望に対してはどう考えていますか。

(建設)庶務課長

独居老人宅のボランティアでの屋根の雪下ろしにつきましては、基本的に社会福祉協議会、福祉部の方で対応しております。ボランティア除雪につきましては、基本的に屋根に上らないで屋根から落ちてくる雪を処理することが原則であり、屋根の雪下ろしは基本的には業者を紹介して業者にやってもらうというのが原則となっております。2階建てでも対応してほしいという御意見ですが、たぶん平屋建てではボランティアの方がそのぐらいやってやるうということをやっているケースもあるかと思うのですが、基本的には屋根の雪は業者がやるというのが、今の福祉部の考え方でございます。我々建設部の方は、基本的には道路の交通の確保ということでございます。

関連して、今年は大雪対策ということで、総務部を中心に市職員がボランティアで独居老人宅の雪を処理しましたが、それも基本的には屋根に上らないということで、屋根の雪は業者対応ということで業者がお願いして、各自の負担の中でやっている形です。

武井委員

除雪懇談会には福祉部も出てやっているのですか。

(建設)庶務課長

この懇談会には福祉部は出ておりません。また、こういう独居老人宅というものは、市としても大きな課題でございます。これは建設部だけではなく、福祉部、総務部も入れて、今年度、今後どうしていくかというのは検討して、こういう意見があったということは伝えていきたいと思っております。

武井委員

あなた方は意見は聞きっ放しですか、それとも一応は聞いたのに対して答弁をしてきたものもまとめたものですか、どちらですか。

(建設)庶務課長

ものによっては、答弁できるものもございます。私は、この会館にいなかったのですが、このケースであれば、当然、担当部局と話し合っただけで検討していききたいというような答えになったかと思えます。当然、建設部だけで答えができる要望ではございませんので、先ほど言いましたように、今後庁内関係各部と、そういうような問題、意見があったということで、検討、協議を重ねていきたいと思っております。

武井委員

6月の懇談会での意見ですが、11月にもう一回懇談会をやるということですから、もう関係部と相談はできているのではないのですか、いかがですか。

(建設)庶務課長

これにつきましては、6月に出ている問題であります。ただ今回の意見だけではなくて、独居老人宅をどうするかというのは、市としても大きな課題の一つでございます。これについては、この秋の暮れ以降に、これはどうするかということは大きな課題として、また検討していかなければならないということでは押さえております。

建設部長

今の課長の答弁に肉づけをする形で答弁をしますけれども、今、企画政策室も空き家対策という課題を、各関係部の調整まとめ役という形で、調整をしています。当然今言った独居老人の話も含め、空き家等も含めて総合的に

やっていかなければならない話ですので、先ほど課長が申しあげましたように建設部だけでは判断できませんので、それは一日も早く答えを出すべきなのだけれども、なかなか問題が大きな話なものでまとまらないという実態があるのです。ですから、それは担当の福祉部なり企画政策室の方と協議を重ねさせていただきたいということです、この点については御理解をいただきたいと思います。

武井委員

あなた方は、あと 1 週間足らずでまたこの懇談会を開くわけですね。6 月のときの答弁が、関係部とも協議をして答えますとっているわけでしょう。今日の委員会にあなた方が資料として出している中から質問しているのだから、もう関係部とも話し合いをしておかなければならないのではないのですか。今の答弁はおかしいのではないですか。

建設部長

答弁申しあげましたように、要はそのボランティアによる雪対策ですので、行政側だけではどうしてもできない部分があるわけです。その中で、今ボランティアに対して有償なのか無償のかも含めていきますと、当然予算がついていかなければならない話ですので、先ほど申し上げたような答弁にとどめさせていただいたということです。確かに 11 月までにもうまもないというお話ですが、そういう短期間の中で処理できないことは、やはり御理解いただきたいと思います。ですから、先ほど御質問にありましたように、6 月に問題が提起されて 11 月の懇談会の中でできることとできないことについて明確に答えさせてもらうという点を、やはりできないものを申しわけないけれども時間をくれという答弁も、いろいろな要望の中では、このほかにもありますので御理解いただきたいと思います。

武井委員

理解してくれといっても、今あなた方は 6 月の懇談会のときに、関係部とも協議してまいりたいと答弁したと言っていて、もうあと 1 週間でその 11 月の期限が来るのだけれども、今日は常任委員会も開くことになっていて、資料としては出ている。そうしたら、もう関係部とも協議した中身を、今日質問が出たら答弁できるぐらいにしておかなかったら、何か場当たりの答弁を懇談会でしてきたというふうにし受け取れないでしょう。だから、私はいいとか悪いとか言っているのではないのです。答弁に対して忠実であってほしいと言っているだけなのです。市民に対して答えてきたわけですから。それに対してあなた方は、今聞いたら、まだ調整していないようなこと言っているから、こういうことを言うのですよ。

建設部長

今、提出をさせてもらった懇談会での意見の取りまとめの中で、これをずっとごらんいただきますと、まさに難しいという問題は明らかに何項目かあるのです。その中で、今、特筆された高齢者の住宅の除雪の関係、それは当然空き家対策もつくわけですね。そういう中で今、企画政策室が消防署だとか福祉部だとか、建設部だとか総合的に集めて議論している最中なのです。ですから、建設部は確かに 11 月に懇談会があるから答えができれば一番いいのだけれども、あまりにも課題が大きすぎるので庁内でまとまっていない。それについては、だから 11 月の懇談会の中で申しわけないけれども答えることはできませんという形で答弁させていただきたいということなのです。ですから、本当に提出される意見書の中では、できないことも実はたくさんあって、例えばハンドガイド式の除雪機の貸出し制度などをしてほしいと言われても、今申しわけないけれども検討させてほしいという答弁になる部分もあるように、その辺はちょっと御理解いただかざるを得ないのかなと思っております。

委員長

武井委員が聞いていることと部長が答弁していることとすれ違っている。武井委員が聞いているのは、6 月に出た問題を福祉部と今まで話し合っているのではないのかと。話し合っていないのはおかしいのではないかという話でしょう。話し合ったのだけれども、今すぐできないという結論が出ていれば、それはそれでいいのだということ

でしょう。だけれども、話し合ってもいなかったら問題ではないのという話だと思う。

武井委員

そうです。

建設部長

それで、今、企画政策室がそういった空き家対策ということも含めて議論の場を設けているということですから、福祉部単独でやるのではなくて、市全体の中で消防署だとか、建設部だとか、福祉部とトータル的にやっているということで答弁をしています。

委員長

もう今やっているということだな。

建設部長

はい。ですから、企画政策室を中心に話をしているということでございます。

武井委員

私は、なぜこういうことを言うかという、この 9 か所の会場は、11 月に変更するのですか、それともこの 9 会場でもってまたやるのですか。もし同じところでやるとすると、今のような問題にまで答弁を用意しておかなければならないわけですから、それで私は聞いているのです。会場を変える気はあるのですか。

(建設) 雪対策課長

会場につきましては、前回と同じ会場でやりたいと考えております。

武井委員

ですから、そうすると、独居老人宅の除雪の問題は、先ほども言ったように、保険の問題がかかっているのです。前の市の答弁はそういう答弁なのです。桜陽高校の高校生ボランティアだとか学生がボランティアの中心なので、この人たちが除雪をするためには、万が一屋根から落下したら大変なので保険を掛けなければならない。それが保険を掛けていないものだから、できないのですと、こういう答弁だったのです。それで今度は、私たちは除雪 110 番でもって、では我々が成りかわってやろうということやってきた経緯があるのです。このボランティアは、変わったのですか、どうなのですか。

建設部長

今、ボランティアに限ってという絞られた話であれば、次の懇談会までまだ時間が 1 週間、10 日ぐらいありますので、個別で福祉部の方と協議をしてみたいと思います。

委員長

そうしたら、まだ建設部では、ボランティアのことはよくわからないということだな。

建設部長

わかりません。

委員長

そうだろう。たぶんさっき課長が言っていたけれども、今屋根の雪下ろしもやっているかどうかよくわからない。当時屋根の雪下ろしもボランティアでやっているから、そのときの話をしているので、さっき課長は屋根の雪下ろしはしませんと言っている。だから把握していないということだ。屋根の雪下ろしもしているよね。

(建築) 庶務課長

当初はやっていたと思うのですが、武井委員のお話にあったボランティアを 2 年前に私もそのボランティアやったことあるのですが、もう基本的には屋根に上がらないということになっていました。

委員長

2 年前から変わったのですか。

(建築) 庶務課長

何年前に変わったのかわからないのですが、2 年前、3 年前はもう屋根に上がらないということになっていました。当初は屋根に上っていたかどうかかわからないです。

委員長

昔は上っていた時期があったの。

(建築) 庶務課長

何年前かがわかれば、わかります。

委員長

だから、武井委員が言うのはそのときのことだと思っただけけれども、もし、今変わっていたのなら変わったように、後からまた答弁し直してください。

(建築) 庶務課長

福祉部に確認をします。

武井委員

先に移ります。砂まき後の除雪は意味がないという御意見があります。これも私は前に意見を述べました。どうもこのあたりも連絡が密になっていないような気がします。砂まきを委託しています。砂まきの人たちは委託をされているから砂をまく。ところが、その後すぐブルドーザーが来て砂をまいたのもみんな一緒に持って行ってしまふ。そういう意見がここに載っているわけです。砂まき後の除雪は意味がない。この点は本当にお金がないと言いながら、意外にそういうところはルーズなところがあるようですが、これについての考え方はどうなのですか。

(建設) 雪対策課長

砂まき後の除雪ということでございますけれども、そもそも地域総合除雪に移行したときですけれども、除雪業務、砂散布業務を総合的にやることで、効率のいい砂まきをということでスタートしております。雪の降る時間帯にも関係がありますけれども、連携を密にしていない部分は多々あったかと思われまふ。この点につきましては、除雪後の砂散布という状況の中で業者とも話をしていきたいと考えております。

武井委員

もう一つは、空き家対策なのですが、部長は先ほど空き家対策も含めて触れましたので、省略しますが、いずれにしても、市民の皆さんの意見を吸い上げてきた資料ですから、できるだけ納得のいくような答弁を11月にはしてやってほしいと、これだけは申し上げておきます。

駅前再開発について

第3ビルに移ります。

第3ビルについては、特定業務代行者の募集を10月11日にした模様でございます。この中でこれからのことを3点に絞って伺いますけれども、一つ目は、再開発準備会ではどのくらいテナント枠を持っていて、テナントの資格業者や地権者は何人いるのですか。

(建設) まちづくり推進室小紙主幹

今、再開発準備会の中での権利者数は、32名ありまして、32名のうち転出者と残る方がいるわけですがけれども、今、残る方が10数人、その他の方は転出をされるということになっております。そのほかの今残るテナントのスペースについては鋭意違う業態の方が入るような形で誘致を行っているという状況でございます。

武井委員

二つ目に、この入る人たちに何か業種の制限というのはあるのですか。

(建設) まちづくり推進室小紙主幹

構想的にはどのだれはだめだとかというそういうことにはなっていませんけれども、駅前のあの場所ですので、

商店街もありますし、また大きくバッティングと申しますか、そういうのがあれば、これは準備会の方でも、これは民間の再開発ですので、大きな制限はできないのかもしれないですけども、もしそういう大きなバッティングがありましたら、これは準備会の方では当然調整をするのではなかろうかというふうに思っています。

武井委員

最後の問題ですが、権利者や準備会が努力したのだけれども、どうもそのテナントがあいてしまって入らないとなった場合は、どういうふうに考えていますか。

(建設)まちづくり推進室小紙主幹

今、お話のありましたように、特定業務代行者の募集をしております、解体工事だとかも請け負うという状況はあるのですけれども、そのほかに請け負う条件として、保留床とっておりますけれども、売れなかった床については、この応募した特定業務代行者が引き受けるという条件で、今回応募しておりますので、最終的にはこの特定業務代行者がもし先に手を挙げることになれば、その床が売れ残るということはないというふうに考えております。

委員長

それでは、以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。